

平成30年3月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成30年2月27日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 黒川美克議員 (1) 都市計画道路について
(2) 三州瓦の利用促進について
2. 小野田由紀子議員 (1) 教育行政について
(2) 男女共同参画社会の推進について
3. 幸前信雄議員 (1) 人材育成について
(2) 財政指標について
(3) 長期財政計画について
4. 神谷直子議員 (1) 狭あい道路について
(2) 空家対策について
5. 杉浦康憲議員 (1) 環境行政について
(2) フレンド公園の有効活用について
6. 内藤とし子議員 (1) 高浜市公共施設あり方計画について
(2) 教育行政について
(3) 環境行政について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	神 谷 美百合
総合政策グループリーダー	野 口 恒 夫
総合政策グループ主幹	榊 原 雅 彦
人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	中 川 幸 紀
財務グループリーダー	岡 島 正 明
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
介護保険・障がいグループ主幹	唐 島 啓 一
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯 村 和 志
こ ども 未 来 部 長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	村 越 茂 樹

監査委員事務局長 杉浦 義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 加藤 元久

主 査 加藤 定

主 査 内藤 修平

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承お願いいたします。

6番、黒川美克議員。一つ、都市計画道路について。一つ、三州瓦の利用促進について。以上、2問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、都市計画道路と三州瓦の利用促進について質問をいたします。

まず、都市計画道路について質問をさせていただきます。

都市計画道路は、将来の都市像を踏まえ、都市の健全な発展と円滑な都市活動を支えるため定められた道路であり、都市の骨格を形成する根幹的な都市施設として計画されました。高浜市の都市計画道路は、高度成長期の市街地拡大や自動車交通の増大を前提に計画され、中部区画整理

事業により大きな発展を遂げてきましたが、既成市街地における事業の困難性や財政的な制約によって、長期間にわたり未着手の路線が存在することとなっています。

私たちは、毎日のさまざまな目的で道路を利用しています。道路は人や車が通るという交通手段としての役割以外に、人が集い、語り合い、生活文化を創造するなど人が暮らす上で重要な施設でもあります。また、人や物を運ぶための交通路だけでなく、地下では上下水道、電気などの快適な生活を営むための重要なライフラインが形成されています。さらに、火災や地震などの災害が発生したときには、避難路としての役割を果たし、延焼を防止する防災帯の役割も持っています。

都市計画道路の整備は、現在の社会経済情勢や将来の都市像を踏まえ、未着手・未整備である都市計画道路に着目する必要があります。本市において、特に東西方向の都市計画道路の整備は災害時の物資の搬入経路など考えると、一つでも多いほうがよいと考えます。尾張地区への輸送路の確保は、高浜市の発展や安全対策のため必要性があると考えています。

最初に、吉浜棚尾線についてお伺いいたします。

都市計画道路吉浜棚尾線は、碧南市、高浜市の市街地東部を南北に結ぶ主要な路線です。当該地域では、衣浦臨海工業地帯の発展に伴う交通渋滞が、都市活動を大きく阻害している状況となっていることから整備が進められています。

都市計画道路吉浜棚尾線碧南地内の供用開始が1月下旬に行われ、暫定供用区間を含め、ほぼ全線が供用開始されました。残る未供用区間は、吉浜駅北の名鉄三河線を高架橋で横断し、名古屋碧南線との接続工事のみだと思いますがアクセスをよくし、企業誘致、衣浦臨海工業地帯の発展、交通渋滞の解消のため、全線供用開始が必要であると考えていますが、現在の進捗状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいまの御質問についてお答えいたします。

議員も先ほどおっしゃられたとおり、都市計画道路の吉浜棚尾線は、高浜市と碧南市を南北につなぐ非常に重要な道路でございます。また、主要地方道名古屋碧南線や岡崎半田線のバイパスとなる地域の幹線道路でもございます。

この吉浜棚尾線につきましては、名古屋碧南線との交差部の都市計画決定がなされており、名鉄三河線を横断することになっており、名鉄三河線を高架橋で越え名古屋碧南線へ接続する区間となり、その接続は現在の流作グラウンドの用地を使用しまして道路をループするような形で、現在の名古屋碧南線に取りつく都市計画決定となっております。

お尋ねの今後の計画でございますが、事業主体であります愛知県に伺いますと、先ほどの議員の御発言の中にもあったかと思いますが、碧南市へつながる部分の供用開始が1月19日に開始され、道路の開通の認知と開通後の周辺の交通状況等を把握しつつ、今後の計画を検討していき

いとのお返事をいただいております。いずれにいたしても、名鉄を高架で抜けるという事業でございますので、鉄道会社との協議を含め、事業化についてはさまざまな課題の解決が必要となりますことを申し添えさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 吉浜棚尾線論地町地内の碧南市境の交差点が、県道の通り抜けにより、歩行者の横断の事故、東西に進む車両等の事故の心配があります。供用開始直後に、車両の出会い頭による事故もあったと聞いています。また、この地域の方からも交通事故を心配する声がよく聞かれます。

西尾知多線から吉浜棚尾線へ出る大型車両が、通行量の増大と車両速度が上がったことにより、危険な状態で県道への進入となっています。これについて、西尾知多線と吉浜棚尾線の交差点部の改良工事と信号機設置などの安全対策が早急に必要だと考えますが、交通量増加に伴う交差点等の安全対策について、どのように考えておみえになるのかお伺いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 御質問の吉浜棚尾線と現道の市道大根線、これは都市計画道路としての名称は西尾知多線となっております。この西尾知多線は、南中学校から論地橋を渡って東に進む市道の交差点部についてになっておりますが、碧南市地内の供用開始後4日間に、この交差点部で3件の物損事故が発生しております。その後、2月18日に交差点での2台の車両が出会い頭での衝突で、こちらの事故については人身事故となっております。

供用開始時は、議員も現地に訪れられ状況は把握されておられたと思いますが、県道の通行が優先となり市道側が一時停止となる交通規則の変更があり、通行する車両や歩行者の方が規制の変更戸惑っていたことを記憶しておるところでございます。

この日、現地には知立建設事務所、碧南警察署、碧南市、高浜市の道路管理者が立ち会っており、安全対策について協議をいたしておりました。当日の夕方は、碧南署にお願いして警察車両の赤色灯点灯による安全啓発を行っていただいております。その後、市道には一時停止の立て看板、路面への注意喚起のためのカラー舗装を実施し、県道側にも立て看板が設置されております。

この交差点については、故杉浦敏和議員、地元町内会より信号交差点化の要望を受けており、供用開始前に事業主体でございます知立建設事務所、碧南警察へ地元からの要望を伝えておりました。しかしながら、この交差点北側には、都市計画道路西尾知多線の交差点が計画されていること、現在の道路の交差状況を踏まえると、交差点改良と信号設置には課題が多く、早期の実現は困難であるとの意見をいただいております。引き続きこの交差点については、交差点信号機等の設置を踏まえ、何らかの対策について愛知県知立建設事務所との協議を進めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 地元からの要望を県に伝えたとか、吉浜棚尾線についての質問でも県に伺いますとか、今後の計画を検討していきたいとの返事をいただいておりますが、高浜市としてはどうしていくのかがよく私にはまだ理解ができておりません。市としては具体的にどのような要望を県に行っておって、県がどのようなことを検討すると言われたのか、再度お尋ねいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、議員さんのほうから、どういった要望をしておるのかという御質問をいただきました。私どもは一応、知立建設事務所に対しまして、建設事業の促進要望会という名のもとに要望書をつくりまして、道路事業だけではなく河川事業、それから下水道事業等々含めまして、高浜市の事業促進を図っていただきたい要望の事業をきちんと時間をとって、知立建設の幹部の方に来ていただいて現地も確認をしていただく上で要望会をしております。その中で、先ほどリーダーが申しましたように、そのときに要望した内容への回答としていただいておりますのが、繰り返しになりますけれども、現在整備中であるとその当時は、5月のときは整備中であるからこの供用開始後にきちんと状況を見据えて、周辺の道路交通状況も踏まえて、接続については検討していきたいというような御回答をいただいておりますので、私どももそれだけにとどまらず、きちんと引き続き状況を踏まえながら、きちんと要望していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

今、丁寧に説明していただきましたけれども、ぜひあそこのところについては人身事故やなんかで大きい事故にならないように、地元の方たちも心配しておみえになりますので、ぜひ少しでも早く交差点改良だけでもやって信号機が設置できるように、ひとつ努力をしていただきたいと思っております。

次に、最初の質問の名古屋碧南線との接続部について質問をしますが、愛知県立高浜高等技術専門校の廃校が平成31年3月に予定されておりますが、港小学校に隣接していることもあり、跡地利用を今後市で考えることが必要となってくると思っておりますが、流作グラウンドは吉浜棚尾線の名古屋碧南線との接続場所となっていることから、代替えとして活用することも跡地は考えられますので、当局のお考えをお聞きいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 議員がおっしゃられましたように、高浜の高等技術専門校、これは愛知県で今進められております第10次の職業能力開発計画に位置づけられております県立の高等技術専門校の見直しという中で検討がなされております。結果、今おっしゃいましたように平成30年度末で高浜の高等技術専門校廃止ということで、今の事業内容については他校へ統合されるというふうで決定をされております。廃止をされた後は建物を全て撤去されまして、土地は処

分されるというふうに伺っております。

市が所有をいたしております流作グラウンドは、先ほどリーダーも答弁いたしましたように、本格的に吉浜棚尾線の都市計画決定がされておりますので、事業が進む形になりますと、道路を整備する段階では具体的な段階になれば事業用地ということになってしまいます。御提案をいただいたように、流作グラウンドを代替の用地として、そして専門校の跡地を活用をする考えはないかというようなことでございます。これは一つの考え方として、愛知県が所有してみえますので、そういったこともあろうと思います。しかしながら、先ほども答弁で申し上げましたが、吉浜棚尾線の計画というのが、県の現段階での考え方は、道路交通事情を鑑みて検討していくという段階でございますので、私どもも専門校の跡地処理、これが今後進んでいくと思いますので、そこを見据えながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

県立高等技術専門校は平成30年度末で廃止統合が決定され、廃止された後、建物を全て撤去し土地を処分される計画と伺っておりますということであれば、専門校の跡地処理の進捗を見据え検討するのでは遅いのではないかとこのように思います。少なくとも来年度には、県に対し土地取得の要請をするとか、流作グラウンドの代替にはならないかと。都市計画道路の少しでも早い整備を、アクセスをよくし、企業誘致、衣浦臨海工業地帯の発展、交通渋滞の解消や災害時の輸送経路の確保のために必要であると考えます。吉浜棚尾線は名古屋碧南線の接続には、流作グラウンドの代替地は必ず必要なものとなります。県に対し、代替地として取得することができれば支出も抑えることができると思いますし、吉浜棚尾線の名古屋碧南線との接続の早期実現には早く行っていただきたいと思っておりますので、市の考え方を再度お伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、早期に県にきちんと要請をしていけというような御質問でございます。私どもとしましては、やはり今の名古屋碧南線の状況も、朝夕のラッシュ時の渋滞、それから、これで419号が4車線化が既にどんどん進んできておりますので、そこのアクセスとして吉浜棚尾線は重要な道路でございます。名古屋碧南線のタッチというのは非常に、先ほども申しましたように名鉄を横断するというような計画でございますので、その部分に非常に課題も多くはございますが、その中できちんと県のほうにも重要性を訴えていくということで、何とか早期に着手をしていただきたいということを申し上げていきたいと思っております。

県のほうからお伺いしておる中で、県も当然独自ながら建設事業に対する方針というのをきちんと持って見えてきて、その中で優先順位をきちんとつけられておりますので、その上位に上がっていくようにきちんと要望活動していくということで御理解を願いたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

次に、西尾知多線についてお伺いいたします。

都市計画道路西尾知多線については、一部を除いてほとんど工事が進んでいません。現在の進捗状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 御質問の西尾知多線でございますが、高浜市内の東西を抜ける都市計画道路として、衣浦大橋東から東の方向へ南中学校の北側を経て、ことし1月に供用開始された碧南市に抜ける吉浜棚尾線と交差し、碧南市方面、安城市方面へ抜ける路線として計画されております。

この路線の計画内容は、二池町一丁目、二丁目地内で名鉄三河線の下を抜ける、いわゆる掘り割り形式で計画がなされております。この区間の整備には、道路とその周辺の建物等の面的な整備を併用することが有効であると考えております。そうしたことから、膨大な費用と、あと地元の方、地権者の方との合意が必要となり、期間が非常に長くかかることが現在予想されております。

この路線も含め、整備の主体が愛知県となっている路線については、本市のまちづくりに必要な路線として愛知県に要望活動は繰り返しております。先ほど部長の答弁でもございましたが、ちょっと繰り返すところにもなるとは思いますが、愛知県も厳しい財政状況の中で、優先順位の高い路線から順番に進めていられる状況でございます。

高浜市内につきましては、衣浦豊田線の4車線化、衣浦大橋東交差点の渋滞対策事業に集中するというのを聞いております。当市はこれらの県事業の状況に十分注視し、先ほどの部長の答弁、しつこいですが繰り返しになりますが、知立建設事務所への要望、私としては知立建設事務所と道路整備課という事業主体でございます課長、課長補佐、そういうところと密に連絡をとりながら、常に高浜市の都市計画道路の整備の優先順位を上げていただくように要望をしているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、碧南高浜線についてお伺いをいたします。

都市計画道路碧南高浜線については、衣浦豊田線交差部分が左折しかできないため、災害時の幹線道路の交通ルートが寸断される危険性がありますので、財政上、早急な事業着手は難しいと考えますが、完成スケジュールを立て実施していく必要があると考えますが、現在の進捗状況と今後の具体的な計画についてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 碧南高浜線についてでございますが、この路線は高浜市が事業主体

となり整備する路線でございます。名鉄三河線の西側に位置する名古屋碧南線と同様、市域を南北に縦貫する路線で、名鉄三河線の東側にはほぼ並行に計画されております。

衣浦豊田線、現道の国道419号との交差点より北の部分については未着手区間になっており、国道419号の市道五間道路との平松橋南交差点、これはガスト高浜店の西側になりますが、これと碧南高浜線との計画により新たにできる交差点、先ほどのガストの東側との交差点になりますが、こちらとの距離が約110メートルという短いことがあり、衣浦豊田道路は高架で都市計画決定されているということもございまして、碧南高浜線と衣浦豊田線との接続の際、平成17年3月に愛知県公安委員会と道路法に基づく協議を実施し、その際に現道の平松橋南交差点について、南北方向の通行を遮断する必要があるとの指導を受けておるところでございます。

この課題を踏まえ、この路線については衣浦豊田線の高架完成時や周辺地域に与える影響により、地域の方々との合意形成が必要となっている状況であることを御理解願いたいと思います。

なお、この碧南高浜線は吉浜棚尾線と交差する八幡町四丁目交差点が終点となり、一部歩道が整備されてない区間があり、暫定供用という状況になっております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

次に、衣浦豊田線について伺います。

都市計画道路衣浦豊田線については、高架部分については3月に供用開始が予定され、残るのは名鉄三河線の高架部分のみとなりますが、現在の進捗状況と今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 御質問の衣浦豊田道路、これは国道419号線でございますが、刈谷市から本市の北東部を斜めに南進し、蛇抜大橋高架橋で名鉄を横断し、衣浦大橋東交差点までの計画道路でございます。現在、御承知のとおり、衣浦大橋東交差点を南北に挟み、立体高架事業が本年3月下旬に上部の供用開始を予定。一方、刈谷市からの本市の北東部に斜めに南進する区間では刈谷高浜拡幅事業とし、刈谷市側より随時4車線化の暫定整備が進み、当初の計画より進捗が進み、吉浜小学校東交差点までは平成30年度の早いうちに工事が終わり、4車線の供用開始が始まると聞いております。引き続き、残りの区間でございます蛇抜高架部や神明町の交差点、平松橋南交差点の区間も測量や設計に取りかかっていたいただき、4車線化や蛇抜高架橋の2期線の整備を進めていくと聞いておるところでございます。加えて、衣浦大橋東交差点から碧南市までの区間につきましても、高浜川にかかる汐留橋の2期線の設計が終わり、事業の予算の確保に努めておられるということでございますのでお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

現在の衣浦豊田線につきましては、かなり交通量もふえてきて、それで豊田から碧南までを結ぶ大変重要な路線となっておりますので、ぜひ、今、残っているのは平松橋のところのいわゆる名鉄の高架橋のところ、あれは以前からあそこだけがネックになってまだ2車で、まだ用地の買収やなんかが進んでいないと思いますけれども、ぜひ、あそここのところに側道もつくっていただけたらという話も聞いておりますので、その関係であそこにマンションや何か建っておりますけれども、あのマンションも道路からすぐそばのところにありますので、そこに側道をつくって買収やなんかしていただければ安心して工事もできるようになりますので、ぜひ少しでも早く用地買収を行って、高架のところを4車にできるようにしていただきたいと思っておりますので、その辺のところについてちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 議員のお尋ねの蛇抜高架橋の2期線のところでございますが、ちょっと進捗のほうをつけ加えさせていただきます。

昨年の夏ぐらいから地権者の方と接触をしております。地権者の方にはおおむね側道の計画、あと用地がかかりますよと、建物についても補償の対象になりますというような説明のほうをさせていただいております。おおむねの地権者の方は、ほぼ同意はいただいております。測量につきましても、一応今年度末にはほぼ現地の立ち会いで境界のくいが確定するという状況のところまで来ております。

2期線につきましても、名鉄を越える工事になり難工事が予想されます。ただ、愛知県のほうでお聞きしている限りでは、名鉄を一気に飛ばす桁をつくって、なるべく早く工事を進めるというような工法も考えているということで、早期に蛇抜の高架のほうも進められるというところがございます。ただ、やはり非常に工事費が高額になりますが、ただ、4車線化は刈谷からずっと進んでおりまして高浜立体が供用開始され、どんどん碧南のほうに抜けていく道というのがよくなっていかないと、歯抜けですと道路の交通のネットワークというのがよろしくないということで、なるべく早くということをお願いしておるところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

ぜひ、今リーダーが言われたように、あそここのところが最終的に2車ですので、あそこがネックになってせつかく両サイドが4車化になっても、あそこで渋滞してしまっただけでは意味がありませんので、ぜひ今の答弁のように進めていただきたいと思っております。都市計画道路については、これで終わらせていただきます。

次に、三州瓦の活用促進についてということで、シャモットの活用状況と課題について質問させていただきます。

愛知県の三州瓦は、日本の風土に最も適した安全で耐久性や防音性にすぐれた屋根材であり、自然粘土を原料に土練、乾燥、施釉、焼成、選別の工程を経て製品化され、日本における粘土瓦出荷量の約7割を占めています。

愛知県陶器瓦工業組合では、ひびやねじれなどを含んだ、製品としての品質を満たさない規格外瓦を破砕、分別して、破砕瓦、「シャモット」としてリサイクルを行っています。シャモットは土から生まれた環境に優しい無害なリサイクル資源であり、三州瓦の再生原料として使用されるほかにも、摩擦性や透水性、軽量性が高い土木資材としても幅広い用途で使用されています。具体的には駐車場の舗装材や道路の路盤・路床材、埋め戻し材、擁壁の裏込め材などを利活用方法としてされています。

そこで質問でございますが、シャモットとはどのような製品なのかを御説明いただきたいと思っております。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） シャモットは、摩擦性、排水性、軽量性が高い安全で環境に優しい土木資材として、愛知県陶器瓦工業組合が専用工場で製造している商品でありまして、破砕度合いである粒径ごとに保管をされています。自然粘土が主原料であり、1,100度以上の高温で焼成してつくられる粘土瓦の内部には、微細なすき間も多く含まれていることから、粘土瓦を細かく砕いたシャモットの粒子も多孔質であり、一般的な地盤材料に比べて軽量というメリットがございます。

また、シャモットは微粒子も含めて全ての粒子が角張っているため、非常に高い摩擦性を示しています。透水性も高く、グラウンドの水はけ対策材としても利用されております。また、擁壁等の裏込め材、排水性材料としても用いることができます。さらに、粒子のかみ合わせがよいため高い摩擦性を示し、地盤の支持力も高いことからアスファルト舗装における表層・基層の基準値や上層路盤の基準値、コンクリート舗装における粗骨材の基準値を満足しています。

安全性については、シャモットの原料となる三州瓦は自然粘土を焼成してつくられております。このため、三州瓦を細かく砕いたシャモットの主成分も自然粘土であり、シャモットはリサイクル材料の中でも特に安全性が高く、土壌の汚染に係る環境基準や土壌汚染対策法に基づく含有量基準、農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準、また、産業廃棄物の最終処分、海洋投入処分に係る基準など、さまざまな環境基準を満足しております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） シャモットは土木材としてはさまざまな用途に利活用が可能であることがわかりました。シャモットは、愛知県陶器瓦工業組合が規格外の瓦を使って製造しているとの説明がありましたが、実際にどれだけの規格外瓦を受け入れて、どれだけシャモットとして出荷しているのか、御存じでしたらお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 愛知県陶器瓦工業組合の実績によりますと、平成28年度は規格外瓦の受け入れは5万1,778トンほどで、そのうち70から80%は瓦の原料である粘土に再配合することで再利用されております。残りの20から30%に当たる1万トンから1万5,000トンは、粒度に応じて透水タイルやコンクリートブロックの骨材や砕石の代替品などとして使用されてございますが、全て出荷することができておらず、余剰分の一部は外部へ処分しなければならない状況と聞いております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 規格外瓦の70から80%は瓦の原材料として再利用されているのはよいことだと思います。しかし、残りの20から30%相当の1万トンから1万5,000トンは、それ以外の有効活用をしていく必要があるというふうに思いました。

それでは、先ほどシャモットの製品としての特性を御説明いただきましたが、これらの特性を生かした活用方法の促進のために取り組み、研究をしていることがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 愛知県陶器瓦工業組合では、シャモットの除草効果の検証として防草実験、土木資材としての有用性を図るための土圧実験や埋設管の埋め戻し実験などの実証実験を行うとともに、名古屋工業大学高度防災工学センターの森河由紀弘助教授を座長としたリサイクル材料である破碎瓦の有効利用に関する研究会で、実際に土木資材として使用した場合に想定される課題の検証を行っております。

例えば、擁壁の裏込め資材として使用した場合に、土壌が凍結したときにどれだけ膨らむかなどの対凍上性、補強材との摩擦特性における優位点の検証、また、土木資材としてシャモットを使用することを想定した建設発生土として発生したシャモットはどのように処分されるのかなどの講義を組合員である事業者、愛知県、高浜市、碧南市などの行政職員、公益財団法人科学技術交流財団などが研究をしております。

それら研究において明らかかなものでございますが、シャモットは土木資材としてはすぐれた特性を持っておりますが、これらを活用した場合、将来に掘り起こしをしたときに発生するシャモットは自然土としては取り扱われないのが現状でございます。廃棄物として処理を要することが明らかとなっております。それらをどのようにクリアにしていくかが、今後の研究課題であると考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございました。

研究によって明らかになった課題などをクリアして、広く土木資材として活用できるよう、研

究を続けていただきたいと思います。

次に、シャモットの製品としてのメリットに焦点を当ててみたいと思います。

建材としての認定実績と公共事業での活用実績についてお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 近年の本市の公共事業での活用実績は、市道新田芳川線整備工事の路床材料や外淵公園広場排水改修工事、八幡町内会館敷地造成工事などで活用をしております。それ以外にも、愛知県が港湾施設整備として護岸工事において裏込め材として使用、また、高浜芳川多目的広場に利用する等の活用がされております。

これは、平成27年度に国土交通省の港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドラインのリサイクル材に破碎瓦であるシャモットが認定されていること、また、再生路床材として愛知県のあいくる材認定をされていることなどが後押しをしていると考えられます。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

今後、積極的に公共事業にも活用されていく必要があると私は考えますが、公共事業への活用において、課題として考えられるものがあれば教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 課題という御質問でございますが、先ほどグループリーダーのほうから過去の研究についての説明を申し上げましたが、いわゆる施設の補修だとか改修の際に、掘り起こした際のシャモットが発生をした場合は、そのシャモットは廃棄物ということで処理をします。その費用が非常に高額ということで、これが一番の今の利活用に対するハードルではないかなと。それから、繰り返しになりますけれども、このシャモットは普通の自然にある土、いわゆる粘土を焼成して製造されておるといふ、それが焼き上がったものを、瓦を粉碎して粒径を整えて商品化しておるといふことですが、事実やはり自然といえども一度加工した、焼成をされたものでございますので、これは今の環境基準には、自然材料にはならないというようなことで、そこが一番の課題なのかなというふうに考えております。

先ほど答弁の中で申し上げておりますように、土木資材としてはとてもすぐれたものでございますので、今御紹介しましたように、過去幾つかの例で高浜市のほうにおいても使ってきておりますが、こういうぐあいに将来の施設のこれを保全をしていかないといかんもんですから、そういったコストを考えていくと、その部分の使うところもそういったことを考えながら、きちんと影響の少ない箇所で使用していかないといけないのかなと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 続きまして、三州瓦の文化財への活用状況と課題についてお聞きいたしま

す。

屋根瓦は、カヤぶきや板ぶきの屋根に比べ雨を防ぐことにたけています。また、防火、耐熱の効果もあります。瓦を使用する文化は日本だけではありませんが、日本は台風が多いので、風で飛ばないように中国やその他の国よりも重い瓦が使用されているようです。

現在では、洋風住宅の屋根においては棧瓦ぶきが主流ですが、伝統的な和風住宅には本瓦ぶきを使います。本瓦ぶきの屋根は重量感があり、非常に見ばえがよく格段に存在感があります。江戸時代の商人たちは住宅に寺社仏閣に使われているような立派な瓦を使って財力を誇示しました。

瓦の耐久年数は非常に長く、東大寺法華堂では1,200年前に製造された瓦が今なお使用されています。過日、新聞でも報道されましたが、国宝犬山城のシャチが雷で被災、破損し、奈良の瓦業者に製作が依頼されたというテレビや新聞でも報道されましたが、私が市内の瓦業者に聞いたところによりますと、文化財の修復については施工業者に発注されることが多く、製造業者には直接発注されることが少ないとお伺いいたしました。当局では、どのように三州瓦の文化財への活用状況と課題について把握しているのかお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫）　こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳）　三州瓦の文化財への活用状況と課題について、どのように把握しておられるのかという御質問でございますけれども、三州瓦のうち、いぶし瓦や鬼瓦につきましては、全国各地の寺社などの伝統的建築物に活用されてきたほか、過去に国宝では京都府の西本願寺御影堂や岡山県の閑谷学校、それから、重要文化財では滋賀県の石山寺、宮城県の瑞巖寺、奈良県の正倉院、このほか名古屋城本丸御殿や、最近では国宝であります京都府の知恩院御影堂の鬼瓦製作など多くの修復実績がございます。現在は、千葉県の誕生寺の日本最大級の鬼瓦の製作に携わっておるといふふうに伺っております。

文化財保護法では、修理や復旧、復元など文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術、技能のうち保存の措置を講ずる必要がある、こういったものを選定保存技術として選定し、技術、技能の保持者や保存団体を認定する制度が設けられておることとございます。現在認定されております件数は71件で、そのうち屋根瓦本瓦ぶきの保存技術については、個人の保持者が奈良、京都のほうで1名ずついらっしゃいます。それから、保存団体が1団体というふうになっております。保存団体につきましては、奈良、京都の方を中心に14事業者等で構成のほうがされておまして、高浜市内の事業者が1件加入しておるといふ状況でございます。

国宝等の修復依頼は、選定保存技術者や団体に集中することが多いため、三州瓦の職人たちは修復実績がありながら、国宝等の修復機会にかかわることができる機会が限られておるといふ実態がございます。

鬼師の減少は、三州を初めこれは全国的な課題となっております。現状では、選定保存技術者や保存団体が持つておる技術の継承ができなくなった場合、結果的に文化財の修復に向けた伝統

的技術、技能が途絶えてしまうおそれがあるということから、長期的な視点に立ち、三州瓦のように修復技術を持っている団体に対して、門戸が広げられていくことが文化財保護の観点からも、また、地場産業振興の観点からも必要であるというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

鬼師の減少が進む中、人材育成が重要であると思いますが、文化財の修復に向けた人材育成について、どのように考えておみえになるのかお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 文化財の修復に向けた人材育成についてということでございますけれども、業界における鬼瓦製作技能の向上や人材育成に向けた現在の主な取り組みとしましては、愛知県鬼瓦技能認定協議会における技能評価認定制度のほか、若手・中堅鬼師を中心に産地を超えた技術交流といった技術を長く伝承していくための熱心な研究・製作活動などが行われております。

選定保存技術でございますけれども、これは毎年1回、有識者により構成されます文化審議会の専門調査会における専門的な調査、検討を経て選定、認定が行われておりまして、単に文化財の修復技術だけではなく、それらに用いられる材料や道具といった製作技術、瓦でいえば製作工程ですとか窯、ふき方、そういったことなども含まれ、学術的な調査の成果を受け、文化財としての価値が確認できたものが認定を受けておるといような状況でございます。

こうした認定を目指していくということでございますと、まずはさまざまな側面からの学術的な調査や検証などが必要となってまいります。来年度は高浜市誌編さんの一環として「かわらしンポジウム」を計画しておりまして、三州瓦を歴史、技術、製作、販売、流通など多角的な視点から見詰め直す機会としてまいります。

まずは、こうした調査、研究などを積み重ねるところから取りかかりまして、業界の意向を酌み取りながら連携、協力して技能向上や人材育成に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦辰夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

今、御答弁いただきましたように、今後は文化庁や各県教育委員会とも連携しながら、三州瓦の利用促進に向けた取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は11時。

午前10時49分休憩

午前10時59分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、教育行政について。一つ、男女共同参画社会の推進について。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、お許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、教育行政について。

学校での心肺蘇生教育の推進と突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備につきまして、質問をいたします。

突然の心停止から命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。

我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告をされております。しかし、いまだなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているのと、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されております。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性につきまして認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示されました中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、「応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。」と表記されているとともに、同解説では「胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする。」と明記されております。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ますと、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校で28.0%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

これらのことから、本市におかれましても、児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生法とAEDに関する教育を普及、推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。

本市におかれましては、既に全小・中学校にAEDを設置していただき、一定の評価をさせていただきますが、小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また、教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みも含めお尋ねをいたします。

次に、男女共同参画社会の推進について質問をさせていただきます。

1999年に成立しました男女共同参画基本法では、男女共同参画社会について、男女が社会の対等な構成員としてみずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会と規定をされております。

基本法には、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣習についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5本の柱が掲げられております。

政府は共同参画社会の実現に向けて、2016年から5年間の目標や取り組みを定めた第4次男女共同参画計画を策定し、計画では女性の活躍を阻害する要因として、男性の長時間労働を挙げています。男性が残業が当たり前の働き方だと、どうしても女性に家事、育児、介護の負担が集中してしまいます。そこで計画では、週60時間以上働く雇用者の割合を2020年までに男女とも5%以下にすることを掲げております。男性の育児休業取得率を13%に引き上げることも盛り込んでおります。週60時間以上働く雇用者の割合は、14年度と15年度の比較で、男性12.9%から11.7%に、女性は2.8%から2.6%とやや改善をし、男性の育児休業取得率は、国家公務員は3.1%から5.5%に伸びて、民間企業は14年の2.3%から15年は2.65%に微増しております。

2020年までに女性管理職を30%にする目標を掲げていますが、現実には13%と女性管理職が少ないことも、日本の男女格差を象徴する例ではないでしょうか。働きたいと思いながらも仕事についていない女性は300万人にも上るとされ、働き手が減少をする中、社会の活力を維持するには女性の活躍が重要です。

みずからの能力をもっと社会で発揮したいと願う女性の希望をかなえる環境を整備することは、国の活力にもつながり、政府もすべての女性が輝く社会づくり本部、本部長安倍晋三首相において、2018年度予算案に女性活躍加速のための重点方針2017が反映をされました。女性の社会進出が進み、女性の就業率は昨年66%と過去最高となりました。しかし、いまだに第1子の出産を機に育児休業を取得せず退職する女性は5割に上り、女性が就業を継続できるような対策も必要です。このような中、昨年4月に完全施行されました女性活躍推進法は、数値目標を掲げた女性活躍の行動計画の策定を大企業などに義務づけております。

さらに、勤続年数の男女差や女性管理職の割合など、14項目の情報の中から1つ以上を公表することも義務づけています。従業員5,000人超の大企業の中には、10項目以上を公表するなど情報公開に積極的な動きも見られます。女性の活躍を進めるためには、このような流れがさらに広がり、女性が安心して働き続けられる環境がさらに充実するよう心から願うものでございます。

2020年に、男女共同参画をテーマにした国内最大のイベント日本女性会議がお隣の刈谷市で開催されることになりました。新聞等で報道されましたが、市が20年の開催地として立候補して実

現をしたもので、約2,000人規模でシンポジウムや分科会などが開かれます。刈谷市では、早速夏ごろから実行委員会を組織して、大会までにテーマや運営方法など協議するということが機運が高まっているようです。お隣の刈谷市で開催されるということで、大きな期待を寄せるものでございます。

男女共同参画の推進につきましては、平成28年の6月にも質問をさせていただきましたが、今回も初めにその進捗状況についてお尋ねをいたします。特に前回、女性活躍推進計画につきましては、今年度着手してまいりますとの前向きな御答弁をいただきましたので、計画の基本理念や目標、今後の取り組み方針など具体的な中身につきまして、また、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、教育行政について、学校での心肺蘇生教育の推進と突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてお答えさせていただきます。

文部科学省が平成27年度の実績として発表した学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査において、全国の国公立の小学校、中学校の児童・生徒等を対象とした自動体外式除細動器——AEDのことですが——の使用を含む応急手当ての実習を行っている学校の割合は、議員の御指摘のとおり、まだ十分とは言えない結果です。心肺蘇生教育の重要性は広がりつつあるものの、現行の中学校学習指導要領の保健分野の応急手当てにおいて、AEDについては必要に応じて触れるという扱いであり、AEDの実技等を目標とした教育体系の確立には至っておりません。

しかし、高浜市の小・中学校では、平成22年から心肺蘇生法とAEDの実技を小学校6年生と中学校2年生あるいは3年生を対象に、全ての学校において毎年行ってまいりました。これは近隣市でもまれな取り組みで、高浜市では小・中学校9年間のうちで2度も心肺蘇生法を継続して学ぶことができます。講師は高浜市応急手当普及ボランティアの会の皆さんと高浜市赤十字奉仕団の方々をお願いしております。

各校では児童・生徒5から6名の少人数グループに講師が1人つき、全員が心肺蘇生用の人形とAED見本を使用し実技体験をすることができます。この体験が、校内で万が一の事態が発生した際に迅速な対応ができるほか、児童・生徒に広く救急救命の知識が広まることで、約7割が自宅で発生すると言われていた心停止に、子供たちが何かしら対処できる可能性が高まります。さらに、倒れた人、困っている人に積極的に声をかける、無関心に通り過ぎないといった基本的な態度を身につける効果も期待できます。

平成29年3月告示の中学校の新学習指導要領には、体育の保健分野の内容で「心肺蘇生等がある」から「心肺蘇生法などを行うこと」が新たに明示されました。これは、理解だけでなく実践力をつけるといった心肺蘇生法への重みを増したと言えます。現在、中学校では心肺蘇生法の実

技体験にあわせ、卓上シミュレーション訓練として熱中症の保健授業を行い、身近な部活動の発生事例をもとに、予防と心肺蘇生の実践力の大切さを学んでいます。

また、小学校においても、保健教育の5年生、けがの予防の単元において、AEDが学校に設置されていることの意義を学んだり、6年生の総合的な学習の時間の防災においては、災害時におけるAEDの必要性や活用法を学んだりしています。今後は、心肺蘇生に関する実習も5年生の保健授業にあわせて実施していく予定であります。

教職員においては、市内全ての小・中学校で4月から6月上旬までに、児童・生徒と同じく心肺蘇生法とAEDの実技を現職研修として行っています。さらに、夏季休業中に救急処置対応に関するシミュレーション演習も行います。例えば、児童・生徒が給食後の体育で倒れたら、あるいはガラスに激突したら等、万が一を想定して事故発生から救急車到着までの間に、具体的にどういった役割と対応が必要なのかを話し合う研修をすることで、救急処置対応能力の向上を目指しております。

2011年9月に起きたさいたま市の小学校6年生の児童の事故は、AEDが活用されず救命できなかった学校の安全管理体制を問われる事故となりました。この後も、小・中学校における突然死事故は後を絶ちません。幸い、近年、高浜市内の学校ではAEDを活用するような事故は起きていません。

しかし、さいたま市がこの事故を踏まえて、ASUKAモデルという体育活動時に起こる事故対応テキストを作成したように、高浜市においても学校緊急時対応マニュアルを作成しており、その強化、改善、シミュレーション演習の継続、教職員への周知徹底は重要な課題であります。今後も児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築すること、より充実した心肺蘇生教育を考えていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、小野田由紀子議員の2問目、男女共同参画社会の推進についてお答えいたします。

国では、男女共同参画社会基本法に基づき施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの基本的な考え方、平成32年度末までを見通した施策の基本的方向や具体的な取り組みを定めた第4次男女共同参画基本計画が平成27年12月に策定されました。第4次計画では、男性の働き方・暮らし方の見直しや職場、地域、家庭等における施策の充実による、あらゆる分野における女性の参画拡大、社会の多様性や活力を高め、経済が力強く発展していくための女性活躍推進法の着実な推進、ひとり親など生活上困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援といった、女性が安心して暮らせるための環境整備、防災、復興における女性の参画とリーダーシップの重要性などが強調された内容となっております。

そこで、御質問の（1）男女共同参画社会の進捗状況でございますが、まず、本市の市町村の

審議会等に占める女性委員の割合でございますが、平成26年9月定例会において答弁させていただいた際は21.0%、平成28年6月定例会において答弁させていただいた際は24.8%でしたが、現在は県が掲げる平成32年度の目標値30%に対し26.9%となっており、市政運営における女性の参画割合は着実に増加をしております。

次に、地域活動に関しまして、今年度実施した市民意識調査の結果によりますと、地域活動に参加したことがある市民の割合は59.2%から60.2%へと増加、うち女性は60.3%から63.7%へと増加しております。また、町内会活動におきまして、書記、会計などの役員を女性が務める事例も定着しつつあり、平成29年度は2名となっております。

次に、防災面に関しまして、本市の防災会議における女性委員の登用状況でございますが、会長以下24名のうち、女性の方は高浜市婦人の会会長と防災教育スーパーバイザーである近藤ひろ子先生の2名となっております。地域防災リーダー養成講座については、今年度の受講生103名のうち女性は22名、21.4%となっております。また、今年度は通常の講座とは別に、これまでの受講生のフォローアップ講座を新たに企画、開催し、受講生29名のうち女性は7名、24.1%という状況となっており、着実に女性防災リーダーの育成やレベルアップが進んでいるところでございます。

次に、教育現場に関しまして、教員の管理職に占める女性の割合は、平成28年6月定例会において答弁させていただいた際は21.4%でしたが、今年度は28.6%と増加しており、愛知県が掲げる平成32年度の目標値17%に対し目標値を達成いたしております。また、子供のころからの男女共同参画という面で、児童会、生徒会役員に占める女子児童・生徒の割合は、平成26年度が50.8%、平成27年度が56.0%、平成28年度が64.5%、今年度が53.8%となっており、多くの学校では男子と女子がそれぞれ4割から6割程度となるよう配慮が行われております。

次に、御質問の(2)高浜市女性活躍推進計画についてでございますが、本市では、これまで市民と行政の協働のまちづくりや、総合計画を初めとする各種計画に掲げる事業を推進する中で、女性の力の掘り起こし、男性も女性も活躍できる環境づくりに取り組んでまいりましたが、従来、個々の分野で行われてきた取り組みを、女性の職業生活における活躍という視点から、性別にとられることなくその力を発揮できるようなまちづくりを、市民、事業者、関係機関・団体などと力を合わせながら目指していくため、平成29年3月に高浜市女性活躍推進計画を策定いたしました。

計画期間は、女性活躍推進法の期限に合わせ、平成29年度から平成37年度までの9年間とし、策定後の諸情勢の変化に柔軟に対応していくため、前期5年、後期4年の2区分とし、第6次総合計画が満了を迎える平成33年度に見直しを行う予定をしております。基本理念を「まちも、ひとも、みんないきいき！思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」とし、「家庭や地域活動とのバランスを取りながら働くことができるようにしよう！」「職業生活においても

っと力を発揮できるようにしよう！」という2つの目標を掲げております。

目標の1つ目、「家庭や地域活動とのバランスを取りながら働くことができるようにしよう！」では、女性の就業率については、一般的には結婚、出産、育児の中心年代である20代後半から30代前半は一度低下し、30代後半から再び上昇するM字カーブを描く傾向にありますが、近年では20代後半から30代後半に占める就業率は年々上昇傾向にあります。

古くからのものづくりのまちとして発展してきた本市では、女性はさまざまな形で働き、また、働くを支えてまいりました。合計特殊出生率が全国的に見て高いという強みがあり、子供を産み育てやすく働きやすいまちは、住み続けたいまちになるという考えのもと、取り組みを進めていくことが重要でございます。

そこで、事業者や地域の力も生かしながら、子育てを総合的に支援する体制を強化してまいります。具体的には高取幼稚園・保育園の民営化、認定こども園化、高浜幼稚園のこども園化の準備に取りかかり、定員拡大など待機児童ゼロに向けた取り組みを進めてまいります。また、パパママ教室やパパさろんの開催、おやじの会の活動支援といった、男性の家庭や地域活動に対する参加・参画につながる取り組みについても進めてまいります。

目標の2つ目、「職業生活においてもっと力を発揮できるようにしよう！」では、家事、育児、介護による時間制約などを抱えるがゆえに、意欲を持ちながらも就業機会や仕事の経験を積む機会を持ちにくい女性が多くいるのが現状でございます。

多様な働き方ができ、個性や能力を發揮できることが、まちの多様性や活力につながっていくという考えのもと、工業用地の創出や企業誘致などによる働く場の創出や確保、高浜市商工会が実施する高浜経営塾を通じた起業の支援、人材育成セミナーやキャリアアップに関する情報や各種制度、相談窓口に関する情報提供など、事業者や関係団体等と連携し、多様な分野での女性の活躍、働きたい、力を發揮したいの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

計画冊子の巻末には、家庭と仕事の両立、職域拡大といった民間事業者などの実践事例を紹介しております。本市における民間事業者・事業所の動向といたしましては、愛知県では、女性の活躍推進に向けて取り組んでいく事業所から女性の活躍促進宣言を募集しており、平成28年6月定例会で答弁させていただいた際には、高浜市内に本社、支店、工場、店舗等がある事業所で宣言を行っている事業所が7社ございましたが、本年1月末現在で12社となっております。また、あいち女性輝きカンパニーとして、愛知県から女性の活躍促進に向けた取り組みを行っているとして認証を受けている事業所は5社から10社へと増加し、女性活躍促進の輪が広がりを見せております。

また、市役所も地域事業主の一つとして、平成28年3月には、女性職員はもとより、全ての職員がよりよい環境で個性や能力を發揮できるよう、高浜市女性活躍推進特定事業主行動計画を策定いたしております。4つの項目ごとの数値目標を掲げて推進しておりますので、その進捗状況

について申し上げます。

まず、1つ目の項目は超過勤務の削減で、平成32年度までに職員1人当たりの超過勤務時間数を1月当たり9時間程度に削減することで、職員1人当たりの年間の超過勤務時間数を110時間以内に縮減することを数値目標としております。平成27年度の超過勤務の1人当たりの平均時間数は一月当たり13.7時間でしたが、平成28年度は11.6時間と2.1時間削減することができました。数値目標の達成に向けては道半ばではありますが、高浜市総合計画の後期基本計画に掲げる職員のワークライフバランスを考えた働き方改革を推し進めることで、目標とする数値に近づけてまいりたいと考えております。

2つ目の項目は、管理職の女性割合の向上で、この割合を平成32年度までに30%以上とすることを数値目標としております。平成27年度では20%でしたが、平成29年4月1日現在では管理職50人のうち女性の管理職は13人と、全体の26%まで上昇しております。この割合をさらに上昇させるため、本年2月21日に40歳未満の女性職員を対象に女性活躍推進研修を実施し、今後のキャリアデザインについて考えていただくなど、キャリアアップについての意識改革を図る機会を設けるとともに、平成28年度からは自治大学校の地方公務員女性幹部養成支援プログラムへの女性職員の参加を実施しております。

3つ目の項目は、男性職員の育児休業取得率の向上で、平成32年度までに育児休業を取得する男性職員の割合を25%以上に引き上げることを数値目標としておりますが、平成27年度、平成28年度とも取得者はありませんでした。

また、4つ目の項目は、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率の向上で、平成32年度までに男性職員の配偶者出産休暇の取得率を75%以上に、育児参加のための休暇取得率を50%以上にすることを数値目標としております。配偶者出産休暇取得率の実績は、平成27年度の40%から平成28年度は80%に上昇し、目標の75%を上回る結果となっております。

しかしながら、育児参加のための休暇取得率の実績は、平成27年度の0%から平成28年度は20%に上昇してはいるものの、低い取得率にとどまっております。今後は、新規採用職員向けの研修や管理職へのイクボス研修の実施、また、庁内掲示板での情報提供や制度の周知など、男性職員が育児休業や育児参加のための休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

本市が策定した女性活躍推進計画には、目標と今後の取り組み方針の中で、市民、事業者、国・県などの関係団体や機関、高浜市のそれぞれが果たすべき役割を明記しております。それぞれが役割を認識し分担をしながら、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる地域社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、教育行政ですけれども、今、御答弁をいただきまして、本市の場合は全国に先駆けて、平成22年から心肺蘇生法とAEDの実技を小学校6年生と中学校2年生、3年生が、全ての学校で毎年行ってきたということで、大変心強い御答弁をいただきました。

特に、高浜市応急手当普及ボランティアの会と赤十字奉仕団の皆様には、心から感謝申し上げたいと思います。毎年、子供たちに御指導いただき、人の命を守るという貴重な経験をさせていただき、本当にありがたいこととございます。今後は、小学校5年生も実施をしていくという前向きな御答弁と、学校の先生方も研修をしっかりと行ってくださっていますので安心をいたしました。このことには高く評価をさせていただきたいと思います。今後も引き続き、教育長のリーダーシップのもと、突然死ゼロを目指ししっかりと取り組んでくださいますよう、お願いをいたします。

それから、2問目の男女共同参画社会の推進についてですけれども、男女共同参画社会推進の進捗状況につきましては、前回、平成28年6月に質問させていただき、まだ1年余りしか経過しておりませんが、ほとんど増加をしておるということで大変驚きました。しっかりと取り組んでくださった成果だと思っております。特に、女性の視点を防災対策に生かすという面で養成講座を受講し、女性の防災リーダーもふえておりますので、大規模災害時に避難所等でも活躍していただけるものと期待をするものでございます。

それから、高浜市女性活躍推進計画につきましては、女性が安心して仕事をし、能力を発揮し、活躍できるまちづくりを推進していくという高浜らしい中身になっており、今後9年間の成果が楽しみです。それで今回、女性の活躍促進宣言を行っている事業所がさらにふえて12社、それからあいち女性輝きカンパニーとして県の認証を受けている事業所が10社と、それぞれ5社がふえているとの御答弁でしたが、ふえた事業所の名前がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 女性の活躍促進宣言企業、それからあいち女性輝きカンパニーとして県の認証を受けている事業所、増加した5事業所の名前ということでございますが、株式会社スギヤス、株式会社スギヤスエンタープライズ、株式会社ミツバ化学、以上の3社が高浜市内に本社がある事業所、それからこのほかに株式会社ヤマナカ、医療法人豊田会刈谷豊田総合病院の5事業所となっております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました、ありがとうございます。今後もさらにこういった事業所がふえていきますよう、働きかけを継続してお願いしたいと思います。

それから、御答弁の中で、男性職員の育児休業取得率がいまだにゼロということですが、国家公務員は3.1%から5.5%に伸びて、民間企業は2.3%から平成15年は2.65%に微増している

ということでございます。本市におかれましては、いまだにゼロということでございますけれども、再度、取得しない理由についてお尋ねをしたいと思っております。今後、この育休の取得率アップに向けた国や県の動き、また本市における対策などありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） まず、取得しない理由といたしましては、内閣人事局のヒアリング調査の結果では、「使っていいのかわからない」、また「取得できる雰囲気ではない」と職場の意識改革を求める声が多いようでありまして、本市でも同様のことが言えるのではないかと考えております。

次に、国における取得率アップの取り組みといたしましては、内閣人事局において男性職員の育児休業等取得促進ハンドブック「イクメンサポート」、これの作成や男性職員の育休取得啓発ポスターの作成などにより、管理職を含めた男性職員に育休取得促進に向けた周知活動が展開をされております。また、愛知県における取得率アップの取り組みといたしましては、男性職員に対する育児参加支援策、イクメンサポートを実施し、子の出産予定のある男性職員に対し所属長及び班長等の上司が面談を行い、育児休業の積極的な取得を働きかけるなどの取り組みが行われております。

本市における対策といたしましては、こうした国や県の取り組みを参考にしながら、現在ハンドブックの作成に取りかかっておりますので、作成後、新規採用者向けの研修や庁内掲示板等を活用して周知してまいりたいと考えております。また、今後実施予定する管理職向けのイクボス研修などの機会を通して、管理職が中心となって男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ハンドブックの作成やイクボス研修などの機会を通しまして、育休取得につなげていくということでございますので、今後、一人またお一人と育休取得につながるように期待をさせていただきたいと思っております。少子化問題の解決のためにも、男性の育児参画が欠かせません。実際に厚生労働省の調査でも、夫の家事、育児担当時間が多いほど、第2子以降をもうけやすいというデータもございます。共働き家庭では、夫のサポートがなければ女性は働きたくても続けられません。また、出産時に育児の経験をした男性は、その後も当たり前のように育児にかかわっていかれるということでございますので、よろしく願いをいたします。

男女共同参画社会の推進につきましては、積極的に取り組んでくださっていますので、評価をさせていただきたいと思っております。今後もしっかり取り組んでいただきますよう、よろしく願いを申し上げまして、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時41分休憩

午後0時59分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、幸前信雄議員、一つ、人材育成について。一つ、財政指標について。一つ、長期財政計画について。以上3問についての質問を許します。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 皆さん、こんにちは。

議長の許しをいただきましたので、さきに通告いたしました人材育成について、財政指標について、長期財政計画について、以上3問について、一問一答形式で一般質問をさせていただきます。

まず冒頭ですけれども、人材育成について、これは議員にならせていただいてから何度か質問をさせていただきます。古くは構造改革の中で、職員力という言葉が役所などで使われていたかと思います。職員というのは、実際に高浜市のために、公僕とは言いませんけれども、市民のために一生懸命仕事をしていらっしゃる、そのために庁舎に入るといろいろな形で高浜市に貢献できる、そういう人材をつくっていくというのが、先輩として、既存の組織として大きな役割だというふうに思っております。

そんな中で特に感じるのが、昔から、以前も一般質問の中で言ったことがあるんですけれども、入社式の席で、ある社長が、道を歩いていると石を積み上げていると、ある職人に聞くと、何をつくっているんですかと聞くと、その職人は「石を積んでいます」、別のところで聞くと「お城をつくっています」、要は目的意識の違いによってでき上がったものが全然違う、要は似て非なるものができ上がる。だから職員としてやっぱりそういうベクトルを合わせて、目的意識というのをしっかり醸成いただきたい。

すごく疑問に思って聞いているのが、提案を受けると、これは目的なのか、手段じゃないのというのがよく出てまいります。だから、自分たちの腹に落として、そういうことがやっぱり市民にわかる目線で説明いただく、手段が目的にどこですりかわるのか、よくわからないんですけれども、何のためにやっているというのはすごく大事な作業だと思います。そういうことが一人一人やられている作業が本当に職員の腹に落ちて活動されていると、市民の見方も変わってくるのかなと思います。そういう職員を育てていただきたいという思いがあって、今回も市役所内の人材育成について質問させていただきます。

まず、冒頭ですけれども、人材育成とは申しまして、入ってすぐの方にやられる、そういう教育のプログラムと、中堅どころの方、部下を持って部下の育成に当たりながら自分も業務をする、そういう役割を担っている方もみえます。それと、部長職になると主に部の中の管理、これがメインになってくるかと思えます。それぞれの持ち場、立場で役割が変わるものですから、そ

れに合った人材育成プログラムというものがあると思いますけれども、そのところがどのようになっているのかというのをまずお答えいただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） まず、本市における人材育成プログラムといたしましては、平成19年に高浜市職員成長支援計画を作成し、それまでの職員研修を中心とした人材育成プログラムから、新たに人事管理、職場環境といった視点も加えた総合的な人材育成プログラムへと変革してまいりました。

職員研修の面では、業務を行う上で必要となる基礎的知識や専門的知識の習得、階層別に応じた意識改革や能力向上のための基本研修の実施のほか、職員の主体的な自己開発や受講意欲を高めるため、さまざまな研修メニューの中から受講したい研修を職員みずから申告させる参加希望型の研修受講制度を実施することとしております。

次に、人事管理の面では人事評価制度を導入し、評価結果を定期昇給や勤勉手当支給率に反映させることで職員のやる気を引き出す仕組みとしております。

なお、評価結果につきましては上司が部下と面談し、やれていたことに対しては褒め、できていなかったことや今後どういうことに期待するかなどについては丁寧に指導や説明することで、組織内の意識の共有化や業務改善などにつなげております。

職場環境の面では、日常の業務を進めていく過程そのものを成長のための重要なステップとして捉え、みずからが主体的に困難な課題や業務改善などにチャレンジし、その取り組みを上司や同僚が後押しして必要な支援を行うなど、職員一人一人が職場の中で相互啓発的な雰囲気をつくり上げられるようにしております。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

では、その中で入庁してすぐの方、3年から5年目ぐらいまで、市役所の雰囲気になれ始めようとしている方、こういう方に対してどういう目的を持って教育されているかということをお教えいただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 入庁して3年目から5年目までの職員に対しての教育内容ですが、入庁後4年目の職員を対象に、担当職務を的確に執行するために必要な基礎的知識や技能を習得することを目的とした研修を実施しているほか、担当職務において専門的な知識が必要な場合には、県の研修センターや市町村アカデミーなどが実施する専門研修にも積極的に参加させております。

また、対人関係能力の向上や市民目線で物事が考えられるようになることを目的に、まちづくり協議会特派員研修など、地域とのかかわりの中から学ぶ実践研修を実施しております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

続きまして、同じく中堅と呼ばれる方、一通り雰囲気になれて部下もできて、先輩としての行い、こういうのも入ってくると思うんですけども、そういう方に対しては、また違った側面での教育の仕方があると思うんですけども、その方たちにはどういう内容のことをされているかということをお話していただきたいと思っております。

○議長（杉浦辰夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 管理職前の中堅職員に対しての教育内容ですが、入庁後10年目の職員を対象に、中堅職員としての役割を認識させるとともに、問題解決に必要な創造性を高めながら政策形成能力を育成することを目的とした研修を実施しております。

また、主査職経験1年目及び3年目の職員を対象に、管理監督に関する理論と技能の習得、そして向上、職務遂行に必要な視野と判断能力を向上させることを目的とした研修を実施しております。

その他、中核職員としての専門的な知識が必要な場合や、研修講師として養成する場合には、県の研修センターなどが実施する専門研修や指導者養成研修に参加させるとともに、管理職への昇任を視野に入れた自治大学校第2部課程や、女性幹部候補生養成のための特別課程への研修参加を行っております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、管理職の方に対する研修、これも若干立場が変わってくるので内容も変わってくると思いますけれども、この方たちにはどういう内容のことをされているんですか。

○議長（杉浦辰夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 管理職に対しての研修内容ですが、それぞれの職、1年目の職員を対象に、部長職は職責に対する自覚を促し、経営感覚や経営戦略能力の向上を目的に、グループリーダーは高度な管理能力を養うほか、職場のリーダーとしての役割の自覚を促すことを目的に、副主幹は役割と責任を自覚させ、監督者としての管理能力と政策形成能力の強化を目的に、県の研修センターが実施する研修に参加をしております。

また、管理職に求められる役割の再認識を図るとともに、所属におけるそれぞれの業務を滞りなく進めていくためのマネジメント力の強化や、良好な職場環境づくりを目的とした管理職リーダー研修などの実施を通して、管理職としての必要な能力の向上を図っております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、最初に、冒頭で今回の質問の趣旨をお話させていただいたんですけども、目的意識、

これを醸成するというのはどのタイミングになるのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 目的意識をどのレベルで醸成させるかということでございますが、1年目の職員から目的意識を持たせるようにしております。具体的に申しますと、毎年度当初に部長が部の方針を定め、その方針に基づいてグループリーダーがグループの課題と対応策、対応策のスケジュールを設定するグループ業務実施方針を作成し、その後、グループリーダーが個々の職員の役割、取り組むべき課題や業務とその達成の時期を明確にする個人業務設定票を作成し、所属職員一人一人に丁寧に説明をしております。

また、年2回の人事評価結果の開示に合わせて、上司と所属職員との個別面談を実施しておりますが、この面談も重要な職員育成や目的意識の醸成の場として捉えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

少し余談になりますが、私が会社に入ったときに、実は社会人の心構えとして、部を一步出れば部の代表としてしゃべれと、会社を一步出れば会社の代表としてしゃべれと、その立ち位置で考えて行動しなさいということを教えられました。そういう意味で言うと、目的があって、職員の方もそうですけれども、市長がしゃべっているのと同じだと思います。要は、一步庁舎を出て市民と接するときには、市長の立場で考える、要は目的意識が、市長がこう考えてこうなっている、そういうことが大事だと思います。

そういう意味でいうと、いろいろ企画提案してこられるんですけれども、これも会社の中で言われたんですけれども、何か資料をつくるときには上から物を見なさい、上から見るというのは要はブレイクダウンしなさい。一つ上の目線からですと周りが見えるんですけれども、下から横は見えない、自分の並列は見えない。だから、物事はやっぱりブレイクダウンするというのが人間の思考回路に適合しているというか、大きいところから小さいところ、そういうことを実施しようと思うと、逆に言うと、部長さんの立場であれば市長の立場で物を見て考えて、自分のポジションで何をやる、こういうことはすごく大事だと思うんですけれども、そういうことというのは実際にこの中で検討されているのかどうか、どういうことをされているのかということをお教えいただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 企画提案を行うときということでございまして、例えば翌年度にその企画を反映させるということであれば、まず、業務を所管する管理職の段階でさまざまな視点からチェックを行い、7月までに企画案を作成するようにしております。8月にグループの新規事業や重要課題について、早期に市長及び副市長と方向性や考え方、事業手法等についての情報を共有し、合意形成を図るための取り組みとしてサマーレビューというものを実施しております。

このサマーレビューには、市長、副市長のほか企画部門、財政部門の職員が出席し、担当部長及びグループリーダーの提案に対して、一段上の視点や中長期的な視点に立って、事業実施により想定される効果ですとかコストパフォーマンス、事業手法等の改善の必要性などをチェックし、合意形成が図れた事業については所属グループにおいて事業化、予算化をしておると、このような中で、職員よりも一段上の視点に立って物事を考えられるような、そんなことも育成をしております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） そういうことを実施されているというお話なんですけれども、ちょっと疑問に思っていることを伺わせていただきたいんですけれども、アクションプランをつくられていますよね。テーマの数で言うと、職員総数が保育士さん含めて260名、そこで50ものアクションプランが出てくるというのは、何か魂が入らんという言い方は悪いかもしれませんが、以前よく選択と集中ということをおっしゃって見えまして。要は、何に対してこう集中しながら、資源というのは人材もそうです、費用もそうです。限りある中で何に対して集中投下するほうが有効かという話の中で、アクションプランがなぜこんなに出てくるのかなという、つくられたときからすぐ疑問に思っていたんですけれども、絞り込んできちんと仕事をする、要はPDCAとよくおっしゃいますけれども、それがきちんとできる仕事の体制、そういう人をつくるほうが大事じゃないかなと感じるんですけれども、その辺についてはどういうふうに考えてみえるんですか。

○議長（杉浦辰夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） まず、アクションプランの作成ということで、人材育成の面から考えれば、アクションプランについては若手職員や中堅職員にみずからアクションを考えさせプランを作成すること、これはその職員の成長に大きくつながっているというふうに認識をしておる中で、現状本数が多いという議員の御指摘でございますが、多ければその分アクションプランにかかわる若手中堅職員の数も多くなりますので、そういった面からいえば、職員の人材育成といった面には一定の効果があると考えております。

ただ、議員のおっしゃるとおり、やはりもっと重点施策だけに絞って取り組むというのも、やはりその職員がPDCAサイクルを回していく中で、よりその職務に専念して取り組むことができるかなということも一つ考えてはおりますので、今後、アクションプランのもう少し重点化を絞る作業につきましては、組織全体として一度検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 今のお話でいうと、自分たちも会社の中に入って、どちらかというと改善主体のそういう業務を変えろということで、効率化を求めて仕事をさせていただきました。

そのときに、手法とかいろいろ、入社当時は全然わからないので、QC手法ですとかいろいろ手法を勉強させていただきながら、改善事例の書き方、相手に意思の伝え方、そういうことを標準化するように徹底されてきました。一番やっぱり大事なものは現状分析なんですよ。課題が見つければ、そのタイミングで技量があればやれてしまう、だから課題をいかに見つけるかというのが一番の手法だと思うんですよ。だからそういうことを、与えればやれる、課題を見つけないというのは、現状の中でいかにこれが問題だなということを見つけない、この能力を高めることと、それが本当に問題かどうかということを見つけない、現状分析がきちっとできること、現状分析ができればストーリーをつくれます。どういうふうにすればいいという手法が、やり方は幾つかあるんですけども、アプローチの仕方ですから、目的がはっきりしていてこれが課題だというふうに分かれば、人が育っていれば自分で見つけて自分でみずから変えていく。まずこういう人を育てていただきたいなという思いがあるのと。

あと一点、冒頭でも言いましたけれども、いろいろの市民会議ですとか市民の方の御意見を伺っている、これはいいことだと思うんです。ところが、やっぱり市としてこっちを向いているんだということを、全体を見て、高浜市という市を見て物事を考えている人というのは、市民の方に求めるのは、これは酷だと思います。よく相談なんかいただくと、自分のところの家の前の話をされます。自分が走っている道路のことをよくされます。だけど、全体感をもって物事を判断するということは、これは市の職員にしかできないことだと思う。そういう目線で自分が課題を持って市民会議に臨んだときに、市民の方はいろいろ言ってこられるんですけども、ただそこをうまく市の問題で重点がここでということの説明できる、コーディネートする。これができる人をいかにつくっているかということが大きな問題だと思うんですけども、ただやりましたじゃなくて目的、市民の方にこちらの考えていることを伝えて、その上で意見を聞く、そのコーディネートする能力というのはどこで養われているんですか。

○議長（杉浦辰夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） コーディネート能力を醸成する機会といたしましては、平成18年度より全国地域リーダー養成塾に、主に30代前半の職員が毎年1名参加しております。

この研修は、5月から2月にかけて延べ28日間にわたって政策課題の発見、解決能力や判断能力、ファシリテーション能力などを養うとともに、積極的、主体的に行動できる職員の育成を目的に実施されております。

これまでに12名の職員が研修修了しておりますが、グループリーダーや主査として、市民とのコミュニケーション活動の中心となってリーダーシップを発揮しております。

また、まちづくり協議会特派員制度では、地域における実践研修の場として、本年度からは主に入庁後2年目から6年目の若手職員を特派員に任命し、若いうちからコミュニケーション能力を磨き、地域におけるコーディネート機能が果たせるような成長支援に取り組んでおります。

その他、若手中堅職員が市町村アカデミー主催の魅力ある地域づくりの実践、フィールドワークで学ぶまちづくり研修ですとか、県の研修センターでの交渉力、折衝力向上研修、プレゼンテーション研修、ファシリテーション研修、アサーティブコミュニケーション研修など、さまざまな研修に参加をしております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

今、コミュニケーション能力の醸成でいろいろ研修に行かれているというお話をされていたんですけども、一点すごく疑問に思うのは、去年も補正予算で何度か質問させていただきました。気になるのは、要は、中で議論を本当にされているのかなと。グループリーダーはグループリーダーでそのグループの中で、今回こういうことをやるけれども、ここで皆さんどういう考えでやっているか。要は、ベクトルを合わせるというか方向を合わせないと、なかなか組織というのはばばらに動かれると機能を発揮しませんので、そういう作業をされているのか。

あと、部長会なら部長会で同じように、各部それぞれ単独でやっているわけじゃなくて市のためにやっているんですから、何か提案が出てくると、隣の部が勝手にやっているんじゃなくて、そこで本当に合意形成が図られているのかな、そういう意見交換がされているのかなというのがすごく疑問に感じるものですから、その辺のところ、毎週月曜日かなんかに部長会されていますよね。どういふ議論がされているのかなと少し教えていただきたいんですけども。

○議長（杉浦辰夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 部長会の席上の中では、やはり今で言いますと公共施設の再配置、そういったこれまでに経験のないような新たな行政課題に直面しておりますので、そういった部分では部長会の席上で、市長、副市長を初め部長が集まっているものですから、その中でそういった問題に対しては、やはり担当しているところだけではなくて組織全体として、対岸の火事ではないですけども、全て自分たち、高浜市の組織全体としての問題だということで捉えて、まずはそこを部長が認識して、それをさらに下にそういった認識を持つようにおろしていくような、そういった意思統一を図ることは行っておる状況でございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） これ以上は言いませんけれども、実際に本当にされているのであれば、補正の修正みたいな話というのは、議員の私がぱっと見て気づくような話ですよ。これ、市の職員でやられている方が本当にそういうことをやっているのかなというのが、本当に疑問に思いますので、きちんとやっぱりその辺のところ、隣が勝手にやっているんじゃなくて、みんなです。人間というのはしょせん神様にはならないんで、そこで意見出し合って、ああ、こういうこともあるのかという気づき、そういう意見を自由に出せる雰囲気が出てこない、なかなか組織として機能しづらいと思うので、人材育成にとって個人の能力を伸ばすのはいいんですけども、今度横

のつながり、組織としての一体感、これをどうやって出していくかということはしっかり議論していただくようにしていただきたいんですけれども、そういうことというのは何か考えてみえますか。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今、幸前議員のほうからいろいろと御指摘をいただきました。参考にさせていただきたいところがたくさんございます。

1点、補正予算の関係でございますが、これは補正によらなければならない事由も多々あるということを御理解いただきながら、今ちょっと私どもで反省もしなければいけないし、改善をしようとしているところは、上司による事業の進捗管理のところ非常に甘くなると。ちょっと視点が違いますが、今、私どもグループ制のほうを導入しています。グループ制は、グループの中の職員を柔軟に割り当ててそのグループの仕事をやっていくという、そういういい面はあるんですが、その進捗管理が甘くなると、どうしても特定の職員に仕事が集中するということがあります。それが適正に評価をされておれば、それは職員が頑張れるんだろうけれども、上司のほうが見えていないという状況になると、これは当然職員のモチベーションも落ちるといふようなこと。それがひいては補正予算、問題点が発覚するのがおくれるということがやはり多々あると思っておりますので、その辺の上司による事業の進捗管理、これ30年度に向けても考えていきますし、今後とも改善をしていきたいというように思っております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

要は、企画提案するときにやっぱり意見をしっかりもんでから出してほしいということです。それをもむためにはどうすればいいかという話だと思うんですね。

今回、予算の中にペーパーレス会議とか出ていましたけれども、やっぱり情報共有化できる環境、それと資料なんか見てもよく思うんですけれども、個人によってばらばらな作り方をするんですよ。これだと問題見つけられないんですよ。

やっぱり、その辺のところのフォーマットとは言いませんけれども、相手に何を伝えたいというところは言いわけから入るんじゃなくて目的、ここから入らないと聞いていてもわからない。だからそういうこともしっかり押さえながらやっていただくことによって、問題が見えるようになってくると思うんです。

だから意見を出しやすくする、そういうこともしっかりやっていただければ、なれてくると、入社何年目かすると、こういうことを言っているのかという気づきも発生しますので、そういうところでしっかり、人というのはしっかり育てていただきたいと思います。自分たち議員もそうですけれども、市長にしてもそうですけれども、任期が切れるといなくなるんですけれども、職員の方はずっといるんです。だから、高浜市を背負っているのは、決めているのは市長が、議員

が議決しているのかもしれないですけども、支えているのは職員の方ですから、ここがおろそかになっちゃうと仕事のがたがたになっちゃう。だから、人事グループのリーダーだけじゃなくて、やっぱり部門長の方はそういう形で人というのをしっかり育てていただきたい。そういうことをお願いさせていただいて、人材育成についての質問は終わらせていただきます。

あと2問目の財政指標についてですけども、こちらもほぼ、この新年度のタイミングで毎回同じ質問をさせていただいていると思います。

質問させていただいている理由は、今どういう状況にあるかということをも自分個人が知りたいのもありますけれども、この場で言うことによつて、高浜市の状況がどうなっているということをも職員の方にも共有いただきたい、議員の方にも共有いただきたいという思いがあつて、毎年このタイミングで質問させていただいてます。

今回、財政指標の質問をさせていただくんですけども、昨年、長期の財政計画というか、財政のところで経常収支は80%台ということをも、具体的な目標、管理レベルを示していただきました。これ守れる、守れないは別にして、そこを何か押さえがある、そういうのがあるのとなので全然違いますから、そういう面では自分たちで管理するということを出していただけたのかなというふうにも思っております。

そこで、経常収支比率、先ほど言いました80%台に抑えるということを出していただいたんですけども、新年度の予算、そのまま執行された場合というのは平成30年度予算で経常収支というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 平成30年度当初予算案を執行した場合の経常収支比率でございますが、分母に当たります経常的に収入する経常一般財源におきましては、地方消費税交付金や地方特例交付金等の増により2,800万円余の増加を見込んでおります。

また、分子に当たります経常的に支出する経費では、市債残高の減により6,200万円余の公債費減少を見込むものの、障害福祉サービス等給付費など扶助費や、公共下水道事業特別会計への繰出金の増により、前年度と比較いたしまして4,600万円余の増加を見込んでおります。

結果といたしまして、経常収支比率は前年度比0.2%増の88.6%と試算しているところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

来年、再来年度からですか、小学校にPFIで、いわゆる企業でいうと固定費に当たる部分、固定費に当たる部分がふえてくるということは、経常収支が当然上がってきますので、この辺の数字も、数字だけじゃないですけども、やっぱり中身を精査していただいてコントロールいただきたいなというふうにも思います。

次に、地方公共団体の健全化判断比率となっている実質公債費比率、これも同じく平成30年度予算そのまま執行した場合にどれぐらいの数字になるかということを見込まれていますか。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 平成30年度当初予算案を執行した場合の実質公債費比率でございますが、地方債の元利償還金が約6,200万円ほど減少する見込みでございますが、前年度と同様に実質公債費比率はマイナスという結果となり、実質的な公債費負担は生じないという見込みでございます。

なお、平成30年度は高浜小学校等整備事業を初め16億7,000万円余の起債が見込まれておりますので、今後の実質公債費比率の動向につきましては注視してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 次に、地方自治体の自立度合いを示す財政力指数、こちらについても、来年度予算そのまま執行されればどれぐらいの財政力指数になるかということをお答えいただきたいんですけども。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 財政力指数ということでございますが、今年の夏に算定される財政力指数で申し上げますと、財政力指数というのは基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値ということで、見込みでございますが、分母となる基準財政需要額では、高齢者人口の増によりまして高齢者保健福祉費等の増加を見込むものの、国から示されました人口と面積を基本とした包括算定経費について5.5%の減少ということが示されておりますので、基準財政需要額全体では約2,000万円の減少を見込んでおります。

一方、分子となる基準財政収入額では、個人市民税は前年度比7,600万円余の増加を見込むものの、法人市民税については制度上、平成29年度の税収額をもとに算定されるという仕組みになっておりますので、大幅な減少が見込まれます。財政力指数については、交付不交付ぎりぎりの1を見込んでおります。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

続きまして、地方財政で財源不足を補うために臨時財政対策債、これが発行できるようになっているかというふうに思います。不交付団体とは関係ないんですけども、交付団体、財政力指数が1を割ったときに基準の財政需要を満たすための不足分は臨時財政対策債、これを切っているというふうに言われて、切られた経験があると思うんですけども、実際に臨時財政対策債の仕組み自体はどのようになっているのかということをお教えいただきたいんですけども。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 臨時財政対策債の仕組みということでございますが、これは地方財政に

おける財源の不足を補うために、地方交付税のかわりに、地方財政法第5条の特例として発行されるものでございます。本来は、交付税として措置されるべき収入を地方債に振りかえて地方公共団体の収入とするもので、その元利償還金相当額につきましてはその全額が、翌年度以降の地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

また、使途が限定されていない一般財源扱いの制度債であることなどを勘案しますと、有利な条件を備えている起債であるというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、続きまして、臨時財政対策債の発行限度額、これはどのようにして算定されているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 臨時財政対策債の発行限度額をどのように算定されるかということですが、各地方団体の財源不足額及び財政力を考慮して、国のほうで算出するということになっておりまして、財源不足額基礎方式というものが用いられております。

したがいまして、普通交付税の不交付団体は発行、借り入れすることはできず、本市におきましては平成28年度、平成29年度、2年連続で不交付団体ということでございますので、発行、借り入れは行っておりません。

具体的な算定の方式でございますが、全国の財源不足額に対して、まず臨時財政対策債で手当てする割合が決まり、次に財政力に応じた補正係数を乗じ、最後に国の予算総額に合わせるための調整が行われ、決定される仕組みというふうになっております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、臨時財政対策債の発行限度額の算定方法は理解しましたけれども、今後、発行限度額が決まった場合、実際に発行するかしないかの判断をどのように考えているのかということをお聞かせいただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 発行限度額が決まった場合、すなわち交付団体になった場合に実際に発行するかしないかということですが、臨時財政対策債というのは、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう、地方財政を保障する普通交付税の代替措置としての地方債であること、及び低利な公的資金の配分が保障され、かつ、元利償還金が後年度に全額交付税算入されるなど有利な条件を備えていますので、この制度の趣旨をしっかりと認識した上で今後の財政運営を考えてみますと、公共施設総合管理計画の推進に向けて、計画的に必要な基金残高を確保していく必要がございます。

そういうことで、基金残高や借入金利の状況、適正な行政サービスの維持や持続可能な財政運営とのバランスの中で判断してまいりたいと、このように考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

臨時財政対策債については、要は、税収が不調だった場合に切れるんですけれども、これを交付税でカバーしてくれるという、同じですけれども、これ不交付になるとカバーしてくれないんですよ。そういう性格のものであるし、逆に言うと、交付税もどういふふうに国のほうの制度変わってくるかわかりませんので、やっぱり厳しいときにはみずから使っている、使い方のところ、これを見直していくのがまず最初じゃないかなというふうに考えております。

これは自分の考えかもしれませんが、やっぱり後に対して借金を残していくというのは、決していいことは生まれないというふうに思っていますので、借金があるということは身動きがとれなくなってくるということを示しますので、新しいことをやろうと思ったとき、そのときにはなるべく身軽なほうが、これは個人でもそうですけれども、家の住宅ローンを抱えてリーマンショックになったときに皆さん困ってみえました。一緒のことだと思いますので、そういうことはやっぱり検討いただきたい。

まず、出ているところを見直してその上でやる。臨財債を発行するんなら、順番としてはそうじゃないかなというふうに思っておりますので、同じように対応はされたとは思いますが、そこのところだけはきちっと運用の中で見ていただきたいと思います。

それと、先ほども小学校のPFIのこと触れましたけれども、費用の中で不調になると固定費の部分を圧縮しようとするんですね。要は、身の丈に合って収入に合った形で上下する分には、収入が減ればその分下げられるんですけれども、そうじゃなくて固定費という部分は税収が減っても変わらないんですよ。

冒頭、経常収支の話をされていましたが、そこにとろにあらわれてくるので、そういうところの指標もやっぱり参考にしながら、いかにして固定費は減らしていく、こういうところというのは経理上すごく大事じゃないかなと思いますので、そういうこともまた、御検討いただければというふうに考えております。

続きまして、3点目に長期財政計画について、まず御質問させていただきます。

長期財政計画、公共施設の建てかえに合わせて、長期的な財政見通しをつくっていただいたわけですけれども、年々、毎年状況が変わってくると思いますし、数字の精度も直近になると調査して精度が上がってくると思います。そういう意味でいうと、昨年からことしにかけて見直しされたと思うんですけれども、主に変わった点、どういうところが変わったのかというのは新しい帳票はいただいたんですけれども、どういうところが変わったというところをまず教えていただきたいんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 今回の見直しのポイントということでございますが、1つ目は推計の前提となります基準年度を、基本的に前回のものは平成26年度の決算額を使っておりましたけれども、今回は平成28年度直近の決算額にまず置きかえたこと。2つ目は、高取幼稚園・保育園の民営化、認定こども園化や勤労青少年ホーム跡地活用など、確定している事業内容を反映したこと。3つ目は、推計と実績に乖離が生じている項目について、より実態に近づける見直しを行っております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、具体的な変更点、要は金額的にどういう形、税収も変わってくるでしょうし、イベント的なところは変えられると思うんですけども、人口構成も若干変わってくるし、行政サービスを提供しようとする、その伸びというのも変わってくると思いますので、そういうところでどこが変わったというところを教えてくださいなんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 具体的な変更点につきまして、歳入、歳出ごとに主なものを申し上げます。

まず、歳入では、約6割を占める市税収入につきましては、個人市民税を生産年齢人口と連動させることにより減少を見込みました。固定資産税においては、平成28年度決算額が増加していることから増額を見込み、市税全体としては大きな変動はございません。

また、事業の確定により、先ほど申し上げました高取幼稚園・保育園の民営化、認定こども園化に伴う保育所保育料保護者負担金等の減少及び勤労青少年ホーム跡地活用や刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築における普通財産貸付収入などの増加を見込んでおります。

一方、歳出では、再任用短時間勤務職員の人件費の見直しを行ったことによる増加、物件費や維持補修費では、基準年度を平成28年度決算額に置きかえたことや、より実態に近づけるために個別に推計する項目をふやしましたのでこれによる増加、扶助費では、近年の伸び率を勘案した伸び率の補正による減少、公債費では借入利率の見直しによる減少を見込み、歳出全体でも大きな変動はございませんでした。

なお、推計の結果といたしましては、一定水準を上回る基金残高を確保しながら財政運営ができるという見通しとなっております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

質問はこれで最後にしますが、要は長期の財政計画をつくっていただいたという意味は、どこに課題があって問題があるんだということを見える化していただいたものだと思います。

だからここでこういう財政需要が必要だから、それに備えてやらなければならないこと、これを見通すためにつくっていただいたものだというふうに認識しております。

そういう面でいうと、精度云々というのは、これは別に直近で大きくずれるのは困ると思いませんけれども、20年、30年後にこの費用で学校が建てられるかなんて誰もわかりません。だけど、学校を建てるという必要性は必ず出ますので、それが近づいてきたときにそれだけのことがやれるかどうかという、見るためにつくっていただいたものだというふうに認識しております。

それと、そこでつまづくようであれば、その前になるべく早く手を打ったほうが困らないということをつくっていただいているものだと思います。長期でつくっているという意味は、基本的にそういうところが大事なのかなど。長期と、これは余裕ができれば中期で、さらに精度の高いものを直近のところをまとめていただければいいんですけれども、近くのところは精度を上げる必要があると思えますけれども、遠くのところはいかにどういう構えをしていけばいいのか、どういう見直しをしていけばいいのか、そのためにつくっていただいているという感覚ですので、そのところ、基本的にそういう運営をされているとは思いますが、基金が枯渇しないようにということで、当初つくられたときにも財調10億円切らないようにということでつくられたというふうに伺っております。

そういう意味でいうと、これから将来の展望と行政サービスの影響の有無についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（杉浦辰夫） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 先ほども申し上げましたとおり、今後の財政見直しにつきましては、一定水準を上回る基金残高を確保しながら、財政運営ができる見直しとなっておりますけれども、これは、公共施設総合管理計画の内容を全て反映した結果、つまり機能の複合化による総量圧縮、大規模改修による長寿命化等の削減効果を全て見込み、また、かわら美術館管理費を初めとする事業見直し効果等を反映した上に成り立っているものでございます。公共施設総合管理計画と事業見直しの着実な推進が求められるということでございます。

また、従来から申し上げておりますが、今後40年間に、小・中学校を初めとする公共施設の大規模改修、建てかえが集中する波が2度到来いたします。平成30年度から平成41年度までが第1波、高取小学校の建てかえが始まる平成46年度から平成60年度までが第2波となります。この波を、財政負担の平準化を図りながらいかに乗り越えていくかが問われてきますので、大規模改修や建てかえの時期の平準化とともに、市債の発行や返済、基金残高とのバランスをとりながらの財政運営が重要となると考えております。

今後につきましては、事業の重点化を図りながら経常経費の見直しを進め、財政の弾力性の確保に努めるとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応できる財政運営を行ってきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

長期の財政見通しにしろ、人材育成にしろ、基本的にはやっぱりそれを運営する人、よく魂というお話をさせてもらうんですけれども、つくるのが目的じゃないんですよね。これを使ってどういうことを、どのために使っている道具だということをやっぱり意識しながら使っていただきたい。数字の精度がどうのこうのなんて、こんな議論は全然意味ないですから、これによってきちんとできるんだということを、やっぱり胸を張って説明できるようになっていただきたいと思います。

そのためにも、冒頭で言いました人材育成、要は全体を見てこういうことを考えているんだ、それでやっぱり理解をまとめていかないと、個々の事象のところでも話に入っても、これ個人個人の育った環境、今の環境は全然違いますから、そうではなくてやっぱり大所高所、この視点というのが全体を運営する意味では大きな意味があるのかなと。そこからブレイクダウンしながら作業を進めていただく、これが大事じゃないかなというふうに思って、今回一般質問をさせていただきました。

御答弁ありがとうございます。以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は14時。

午後1時49分休憩

午後1時59分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、神谷直子議員。一つ、狭あい道路について。一つ、空家対策について。以上、2問についての質問を許します。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） こんにちは。

11番、神谷直子です。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私たちの生活に、道路はなくてはならない身近なものです。きょうはこの道路の、特に狭あい道路について取り上げていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

建築基準法で定められた道路は、原則として幅員が4メートル以上であることが求められ、都市計画区域及び準都市計画区域内では、この道路に2メートル以上接する敷地でなければ建築が認められないことになっています。

ところが、生活道路などでは自動車が一般的な存在ではなかった昔の基準により、1間半、約

2.7メートル、あるいは2間、約3.6メートルの幅で整備されたものが少なくありません。この幅以外の狭い道路も数多くあることでしょう。この狭い道こそが、狭あい道路と呼ばれるものです。これらの狭い道を一律に道路ではないとすれば、市民の生活基盤に多大な影響を及ぼすことになりかねません。

そこで、幅員が4メートル未満の道路であっても、建築基準法の施行日、昭和25年11月23日、または都市計画区域への編入日時点で、既に建築物が立ち並んでいたものは、特定行政庁の指定に基づき敷地のセットバックにより、将来的に4メートルの幅員を確保することを前提に、建築基準法上の道路として認められています。これが、いわゆる法42条2項道路、または2項道路、あるいはみなし道路と言われるものです。法42条2項道路の法とは、もちろん建築基準法のことを指しています。今回は、この法42条2項道路、狭あい道路についてお話を進めていきたいと思っています。

ではまず、狭い道、狭あい道路だとどんなことが困るのでしょうか、想像してみましよう。

日常生活で一番困るのが、車が通ると人や自転車が通れなくなるということではないでしょうか。また、車同士の行き来もできません。こんなことも考えられます。それは、緊急搬送車が通れないことだと思います。救急車が通れずにレスキュー隊の方が救命道具を担いで救助するとなると、いつきのことが命にかかわることがあるかもしれません。救急車ではなく消防車だとどうでしょう。風速の強いときは、あっという間に火が燃え広がることでしょう。また、最近では御自宅で介護されている方も多く、介護浴槽車の利用にもお困りになることがあるそうです。日常生活でも、今挙げたように数々あります。

また、この狭あい道路の周りには、いわゆる古い木造住宅が多く、昭和52年以降の建築基準法以前の耐震性にも問題がある家屋もあると想像できます。そして、南海トラフ地震が今後30年間のうちに必ず起こると推定されている中で、狭あい道路に対する不安はふえていきます。地震災害が起こると塀が倒れて道路を塞ぐ、車が往来できない、瓦れきの撤去に時間がかかるなど、不安は募ります。阪神・淡路大震災のときは、消防車が間に合わず火災が広がったという事例も実際にあります。

そういう事態を踏まえて、高浜市としては、高浜市の狭あい道路の現状についてどのように把握していて、どのように受けとめてみえるのでしょうか。今回、この狭あい道路についてさまざま勉強させていただきました。

先日、愛知県土地家屋調査士会の平成29年度第3回定例会研修会では、「防災と狭あい道路の解消」と題し、研修会が開催されました。参加者は、土地家屋調査士の会員だけでなく、地方議員の方約40名、各地自治体43団体約180人ほどの参加がありました。その中で、第3部パネルディスカッション「狭あい道路解消、市町村取り組みの現状と土地家屋調査士の使命とは」という題名で、名古屋市議会議員、岡崎市建築部建築指導課課長、春日井市まちづくり推進部都市政策

課課長、岡崎市消防本部予防課課長、愛知県土地家屋調査士会会長、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長さんが御出演されました。

そのパネルディスカッションの中で、県内の自治体では、岡崎市さんが平成17年に岡崎市狭あい道路の拡張整備に関する条例を策定してみえた事例発表がありました。これは、浜松市の先進事例を参考につくられたものだそうです。岡崎市と浜松市、どちらも城下町です。城下町だからうまいこといったのではないかという声も聞こえてきました。確かにそうかもしれません。でも、指をくわえているだけでは何の解決にもなりません。

春日井市さんの取り組みでは、私、この取り組みが高浜市にも大変お勧めできているのですが、狭あい道路は問題点なんだけれども、それを解決するために地域コミュニティを密にするため、まちづくり支援制度という制度を利用して、狭あい道路を解決していこうとする取り組みです。高浜市は以前より、地域の問題は地域で解決することが大切で、地域の課題を地域のみんなで共有し、課題解決に向けていく取り組みがなされています。

春日井市さんの取り組みは、高浜市の地域という枠よりもっと小さなコミュニティです。道路に隣接する5人以上の方が集まり、町内会も認めたら協議会として発足するというものです。集まりの中で活動の経費を半分持ちます。年間上限は30万円です。また、職員による相談や出前講座など、技術的な支援のためのアドバイザーやコンサルタントの派遣などさまざまな支援があります。

そこで質問です。高浜市として狭あい道路の解消に向けた今後の取り組みについて、対策は何かお考えがあるのでしょうか。

次に、空家対策についてお伺いしていきます。

この狭あい道路と空家は、切っても切れない関係にあると私は考えています。建てかえたいのだけれども重機が入らず、壊すにも壊せないし、建てかえることもできない空家も多いと思うからです。

先日、テレビで「空き家、つぶします。」という番組が放映されました。空家対策は、今やエンターテインメントなのかとびっくりしました。空家にしておくとどんな問題点があるのでしょうか。これも想像してみます。

人が住まないで放置していると、家はどんどん荒れていくものです。空家にしておくと、さまざまな問題が起こります。塀や壁が崩れて近隣の人にけがをさせてしまうかもしれません。庭の雑草や植木が伸び放題で害虫が大量発生、あるいは空家に他人が入り込んでいたずらされたり、放火されて火災が起きる可能性もあります。いつ何が起きるかわからないのです。建物や土地の所有者は、空家で起こった事故でも土地工作物責任を問われます。土地工作物責任は無過失責任といって、故意や過失がなかったとしても損害賠償の責任を負わなければなりません。いざ何か起きてしまったら、遠くに住んでいるから手入れはできませんでしたでは済まないのです。

また、テレビの中の空家の持ち主は、こうも言うておみえでした。「なぜ空家を壊そうと思ったのですか」という問いに対して、「ある日、知らない人が住みついていた」と。お隣で持ち主の方がお住まいであっても、そんなことが起こるのです。また、その持ち主の方は、たまたまお友達の空家が失火してしまい、自分の空家もそうならないために御決断されたそうです。

そこで質問です。高浜市では今年度、空家の実態調査をしてみえると思います。その実態調査の結果についてお伺いいたします。そのうち、所有者不明の空家もあったのでしょうか。私の友人の不動産屋さんは、「他市では空家策に対して宅建協会として参加している自治体もあるが、高浜市ではどうなっているのだろう、大丈夫だろうか」という不安を漏らします。私も胸を張って「大丈夫です」とお答えしたいところですが、知らなければお答えできません。

それで、実態調査の結果を踏まえた今後の取り組みについて教えてください。県内自治体での具体的な取り組み状況について、把握していれば教えてください。

そして、さきにも出てきましたように、不動産業者や建築業など専門の業者さんなどと連携したり、取り組みを実施するお考えはあるのでしょうか。

以上、狭あい道路について、（１）高浜市の現状は、（２）解決に向けた今後の取り組みについて、また、空家対策について、（１）実態調査の結果、（２）実態調査を踏まえた今後の取り組みについてをお尋ねいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、神谷直子議員の御質問の１問目、狭あい道路について、（１）高浜市の狭あい道路の現状について、（２）狭あい道路の解消に向けた今後の対策について、お答えをいたします。

初めに、（１）高浜市の狭あい道路の現状についてお答えをいたします。

既に御承知のこととは存じますが、狭あい道路は、法律上の定義ではございません。一般的には建築基準法第42条第２項により規定をされた道で、主に幅員４メートル未満の２項道路を示しております。この２項道路は、建築基準法第３章の規定が適用されるに至った時点、昭和25年当時に現に建物が立ち並んでいる箇所の道路幅員４メートル未満の道で、特定行政庁の指定をしたものは、建築基準法第42条第１項第１号から第５号の規定にかかわらず、その中心から水平距離２メートルの線を、その道路の境界線とみなすと定義をされております。御質問の狭あい道路は、建築基準法２項道路に置きかえた前提でお答えをいたします。

本市の狭あい道路の現状でございますが、平成19年に国土交通省より建築基準法道路関係規定運用指針が策定されたことで、特定行政庁の制度の趣旨にのっとり適格な運用を支援する基準法上の道路の技術的助言が示されました。この指針により、法上の道路に関する情報は、私人の権利義務等に深く関係しており、また、建築主事や指定確認検査機関にとっても、建築確認申請の審査等を適切に行う上で必要不可欠な情報であるため、特定行政庁は指針に関する指定道路に

ついて、図面及び調書を作成、保存し、これらを縦覧に供することが義務づけられました。

これを受け、本市では平成21年に市内全域の道路を対象とした道路現況調査を実施しており、その成果内容は愛知県建築指導課にも提出をいたしております。調査方法は、市内全域の指定道路について、第1次から第6次判定までの調査結果に対し結果反映を行うことで、判定精度を確保し、成果品は道路区分を10種類に判別し、市内33区画に分けることで、一目で1区画が把握できる地図を作成しております。これらの成果品から現在把握できている2項道路は、全長約52キロメートルで、市内の道路総延長の約266キロメートルに対して、その割合は19.55%となっております。

なお、平成21年度に実施をした調査で、判定資料の不足等により判定不能とされた路線及び第6次判定で疑義のあった路線について、平成27年度に再調査を行ったことで、さらに精度の高い判定となっております。

続きまして、(2)狭あい道路の解消に向けた今後の対策について、お答えします。

最初に、これまでの高浜市のこれまでの取り組みについて御説明いたします。

高浜市では、平成15年4月1日から高浜市道路寄附採納要綱に基づき、市民に安全で良好な生活環境の向上に資する生活関連道路の整備を進めてきております。この要綱による近年の道路寄附の状況は、平成25年度1件、平成26年度6件、平成27年度2件、平成28年度11件、平成29年度2月現在で13件の寄附を受け付け、狭あい道路等の対策を進めております。

これらの寄附をいただいた土地は、土地所有者の方が居宅の老朽化、所有者の死亡などさまざまな住環境の変化により、建物の新築・増改築工事や土地売買等に迫られ、依頼をされた土地家屋調査士により、民有地と公用地の土地の境界を定める境界立ち会いを実施した箇所がございます。境界の立ち会い時には、4メートル未満の道路や水路については、必ず当該土地の対面の土地所有者の立ち会いを境界確定の条件としており、道路や水路を挟んだ土地所有者が、道路幅員4メートルのためにどれだけ自分の土地が道路から控える、後退する必要があることを御確認いただくとともに、その確定をいたしております。

近隣市の事例では、この測量を実施する際に、土地所有者の土地が狭あい道路に接した土地である場合、事前に申請を受け付けて、後退する用地を道路とするための整備、管理方法について協議することとしている状況とお聞きしております。当市は、申請といった手続までは行っておりませんが、土地家屋調査士により境界立ち会い申請が提出された時点で、先ほど申しました4メートル未満の道路や水路等が申請地に接している場合の立ち会い方法や道路後退について、事前に相談をいただくようお願いをいたしております。

次に、道路後退用地の取り扱いについてでございますが、部内で道路寄附の要件に適合しているかを協議し、寄附対象の土地がある場合、土地所有者に道路後退の趣旨を御理解いただき、測量の結果に基づき当該後退用地の筆について、道路後退部分の分筆登記までお願いをしていると

ころでございます。しかしながら、交渉の過程において、個人の事情や道路後退の趣旨を御理解いただけない場合については、無償借地契約にて道路として幅員を確保するように努めております。

最後になりますが、この狭あい道路への対策は、狭い道路が抱える問題の解決のために、市民の皆さんの御理解と御協力のもと、安全で良好な災害に強い住みよいまちづくりを進めるため、引き続き制度のあり方について研究を進めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、御質問の2問目、空家対策について、（1）実態調査の結果について、（2）実態調査の結果を踏まえた今後の取り組みについて、お答えをいたします。

初めに、（1）実態調査の結果についてお答えをいたします。

空家対策については、市町村が空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として空家対策の推進に関する特別措置法、通称空家法が平成27年5月に完全施行されたところでございます。空家法は、所有者または管理者の責務、市町村の責務がうたわれており、前者は防災・衛生・景観面など周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めることとされており、後者は空家等対策計画を策定し、空家等に関する対策を適切に講ずるよう努めることとされております。

本市においても、法の趣旨に基づき空家に対する取り組みを計画的に進めているところがございます。本年度はその第1段階として、空家の実態調査に着手しております。正確な空家の戸数を把握することで、住民からの相談等に対し迅速な対応に努めるとともに、平成30年度に策定を予定しております空家等対策計画の基礎データとなるものでございます。

実態調査は、市内の戸建て住宅、店舗併用住宅、全室空室の集合住宅を対象に、郵便受けの郵便物の状況、窓ガラスの割れやカーテンの有無、門から玄関までの草木のメンテナンスの状況や人の出入りの状況といった5つの調査基準に基づき実施しております。その結果、12月定例会の小野田由紀子議員の一般質問で、速報値として295戸と答弁をいたしましたが、その後の精査を含め、最終的な空家の戸数は、速報値と同じ295戸でございました。

次に、（2）実態調査の結果を踏まえた今後の取り組みについて、お答えをいたします。

さきの答弁で申し上げたとおり、本年度の実態調査を踏まえ、第2段階として、平成30年度に本市の空家対策の基本となる空家等対策計画の策定を予定しております。計画には、空家法第6条第2項の規定により9項目を定めることとされており、その内容を具体的に申しますと、1点目が空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類、その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針、2点目が計画期間、3点目が空家等の調査に関する事項、4点目が所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、5点目が空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、6点目が特定空家等に対する助言、指導、勧告、命令、

代執行の措置、その他特定空家等への対処に関する事項、7点目は住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項、8点目が空家等に関する対策の実施体制に関する事項、9点目がその他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項となります。

本年度に実施をした実態調査の成果により、市内の空家の状況はデータベース化されるとともに、紙ベースにより住宅地図にも落とし込みをしております。今回の調査結果を、住民からの相談対応や空家等対策計画策定時に有効活用するとともに、市内で空家が多い場所の分析や、御質問にありました所有者不明の空家など、適正に管理をされていない空家を把握するため、空家の所有者または管理者に対してアンケートを実施し、その結果も踏まえ必要な施策を計画に反映していく考えでございます。

また、計画の策定に当たっては、防災、防犯、建築、道路、環境、地域協働などに関するグループの参画に加え、選考はこれからとなりますが、宅地建物取扱士、土地家屋調査士、建築士、市民、警察といった外部の専門家や地域の代表も含め、仮称ではありますが空家等対策計画策定協議会を立ち上げ、さまざまな立場で御意見をいただきながら計画策定を進めてまいりたいと考えております。

御質問にありました不動産業者等との連携した取り組みにつきましては、例えば、土地家屋調査士の資格をお持ちの方など計画策定の委員としてかかわっていただき、本市における空家の現状や必要な施策をともに考え、お互いに連携強化を図りながら課題解決に向け取り組んでいく中で、本市の空家対策の推進につなげてまいりたいと考えております。

次に、御質問にありました県内自治体の空家対策に対する具体的な取り組みでございますが、近隣市であります碧南市、刈谷市、安城市、知立市の状況を申しますと、実態調査データベース化については4市とも実施済み、または本年度までに実施予定となっております。空家等対策計画の策定につきましては、碧南市、安城市、知立市が本年度に策定予定、刈谷市が本市と同様に平成30年度に策定予定となっております。

また、愛知県が主体となり市町村空家対策担当者連絡会議が設置されており、年数回ではありますが、各自治体の取り組み状況に関する情報提供、情報共有なども図っております。本市において効果が高いと思われる取り組みについては、計画に反映するなど、県内自治体や近隣自治体の動向も注視しながら進めてまいりたいと考えております。

空家対策を推進するには、どの自治体も同じ対策を講じればよいというものではなく、自治体の地域性なども考慮して、その自治体の実情に即した取り組みを進めることが重要です。都心にある自治体と山間部にある自治体では、その課題も対策も異なります。空家対策を進める上で、適正に管理をされていない空家への取り組みが重要となりますが、本市においては空家を取り壊され整地された後、新たな戸建て住宅が新築されるケースも多く見受けられます。

本年度の実態調査で把握した空家に基づき、平成30年度に実施予定のアンケートにより適正に

管理されていない空家を把握し、特定空家の指定を含め、空家の適正管理を促すとともに、相談窓口の充実、空家の有効活用など、本市の実情に即した計画づくりに努めてまいります。そして、計画策定後の平成31年度以降に、第3段階として計画に基づく具体的な施策の実施を、計画策定にかかわった専門家や地域とも連携を図りながら取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（杉浦辰夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

狭あい道路施策に対する現状をお伺いいたしました。年々寄附がふえているのは、市民の方々に感謝申し上げます。

住民の立場になって考えれば、毎日の日常生活の拠点となる周辺の道路の幅員は、解決したい問題の一つであると思います。先ほどの答弁にもありましたが、問題の解決のためには、結果として道路後退用地として自己の所有地を提供していただく場合もあるかと思えます。それには市民の御理解と御協力が必要不可欠であると認識をしています。この提供する部分について、近隣市の状況はどのように対応されているのか、例えば行政からの支援制度はあるのか、その点について把握されていましてら教えていただきたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） お尋ねの近隣の4市の状況でございます。碧南市、安城市、知立市については「狭あい道路としての要綱」、刈谷市は「道路後退用地の寄付等の要綱」として、後退用地の取り扱いについてそれぞれ定めておられる状況でございます。

また、道路後退をしていただく場合に必要になります費用の負担につきましては、4市とも後退用地を確定するための測量費用、地積確定後の道路後退用地を分筆するための費用、ともに市による負担や市からの補助による支援が行われている状況です。加えて、碧南市や刈谷市では、後退用地内の建物等の撤去に対する内容についても、補助金の対象としておるといふところをつかんでおります。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

補助金については、予算としてなかなか難しいと思いますが、どこもかしこもというわけではなく、特に道路の狭いエリアや地域を決めてでも進めていっていただきたいと要望を述べさせていただきます。

続いて、空家対策について再質問をさせていただきます。

空家の実態調査を行った結果、295戸の空家があったという御答弁がありました。このうち狭あい道路に面した空家の戸数について、把握されていましてら教えていただきたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の狭あい道路に面した空家の戸数についてでございますが、本年度に実施をいたしました実施調査で、市内全体の空家の戸数は把握できましたが、その中で、狭あい道路に面した空家の戸数につきましては、現在のところ把握をできていない状況でございます。

今回の実態調査によりまして、住宅地図上に空家の落とし込みがされておりますので、道路幅員がわかります道路図と今後照合しながら、空家の多いエリアの分析とあわせまして現状把握を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

続いて、平成30年度に予定されている空家等対策計画についてお伺いします。

計画の策定に際しては、「（仮称）空家等対策計画策定協議会を設置し、外部の専門家や地域の方にも参画してもらい取り組む」との御答弁でした。計画を策定することは重要であります。計画をつくったから終わりではなく、その後の進行管理をどのように進めていくかが重要となります。その点からも、計画が策定された後も協議会が継続され、外部の専門家や地域の方とのかわりを継続しながら空家対策を推進していくことが重要と考えますが、計画策定後の協議会のあり方についてどのように考えてみえるか、お伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 設置予定の協議会の今後のあり方に関する御答弁となりますが、来年度、平成30年度に設置予定の協議会につきましては、計画策定を目的とした協議会となりますが、計画策定後につきましては、仮称ではございますが、空家等対策協議会に名称を変更いたしまして、計画策定時にかかわっていただいた委員に引き続き協議会への参画をお願いする予定でございます。計画の策定から進捗管理までを同じ委員に継続してかかわっていただくことで、各種施策に対する現状や課題の把握、特定空家の指定など、一貫性を持って空家対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

狭あい道路にしても、空家にしても、市民が安心して安全に暮らすためには解決すべき問題だと思っております。今後とも、大家族高浜の実現に向けて一層の御努力をお願い申し上げ、質問を終えたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は14時45分。

午後 2 時34分休憩

午後 2 時44分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1 番、杉浦康憲議員。一つ、環境行政について。一つ、フレンド公園の有効活用について。以上、2 問についての質問を許します。

1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い2 問の一般質問をさせていただきます。

もう一つお断りがあります。今回の質問は私の質問ではありません。昨年末に、志半ばにお亡くなりになりました杉浦敏和議員が12月の定例会に準備していた質問であります。この質問を同じ会派として、また後輩議員として、志を引き継ぐためにも今回私が代理として質問をさせていただきます。

初めに、環境行政について。（1）高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の運用状況について、お伺いします。

平成21年4月1日に、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例が施行されました。この条例には、市民や事業者の役割が規定されており、それぞれの立場において地域の環境美化等に関する取り組みが推進されております。また、空き缶や吸い殻の投げ捨て禁止、落書きの禁止など、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することも規定されております。本日は、禁止事項の中でも最も苦情が多い項目であります土地の管理に関係します雑草等の対応を中心に質問をしたいと思います。

まず、雑草等の土地の管理に関する苦情の件数は、そして、雑草等の苦情が市に寄せられた場合のその後の対応についてお聞かせください。

また、平成29年10月26日の新聞報道では、増田前総務大臣らによる所有者不明土地問題研究会が、所有者の居住地や生死が直ちに判明しない、いわゆる所有者不明の土地が拡大しているため、このままではこうした所有者が不明な土地は、2040年までに約720万ヘクタールまで拡大し、経済的損失は累計で約6兆円に上がるとの試算を公表しました。そこで、本市においても所有者不明などの土地の雑草等の苦情があるかもお伺いします。

次に、2 問目のフレンド公園の有効活用について質問をいたします。

この件につきましては、さきの9月議会で一般質問をさせていただき、3点についてお伺いしました。1点目はフレンド公園の周りのネットのかさ上げ、2点目は夜間の防犯対策に伴う防犯カメラの設置、3点目は犬猫のふん尿対策についてお伺いしました。この3点については当局から現在の状況と課題、そして今後の対応策の考え方の回答をいただき、私も回答の内容を理解し、

今後の対策を見守っていこうと思っております。

ところが議会閉会后、フレンド公園の利用者のマナーを含めて、利用の実態について近接地の住民から私のところへ苦情の相談が寄せられました。その内容は、ソフトボールやサッカーボールが幾度となく民有地へ飛んでいって、販売用の車両への被害が発生しているとのことでした。特に、10月27日に発生した事案については、納車直前の車両の側面部分がへこみ、へこんだ部分にはサッカーボールの跡がしっかり残るような状況で、公園から飛び出したボールが当たったことによる損傷で大変お困りであり、利用者に対して徹底した周知と、外周にあるフェンスのかさ上げ等の早急な対策を求める内容でありました。また、この件に関しては既に市の公園管理担当者にも状況を連絡され、損傷が発生した車両も確認してもらったという報告でした。

この公園のボール遊びの問題に対して、9月議会の答弁では、利用者に対してはボール遊びの方法を具体的に定めたり、ボール遊びのできる公園を指定する等の対策を講じている他の自治体を調査し、公園の利用実態の把握を含めてどうあるべきかを検討していくという内容でした。

先日、地元NPOたかはま水明会による稗田川の草刈り作業と、フレンド公園の管理作業が行われましたが、作業後の反省会で、会員からは、これから寒さも一段と厳しくなるが芝生が一面に広がる川沿いの公園には気持ちがいいな、子供たちにとっては寒さを吹き飛ばすいい遊び場だなという会話も聞かれました。私も地域の一員として、公園管理作業に携わる者として申し上げるのであれば、せっかくの芝生の広場ですので、子供たちが自由に遊ぶことのできる事が望ましい姿と考えておりますが、周辺の状況を鑑みると難しいことも理解しております。

そこで今回、近接地でこのような実害の発生する事案に対して、どのような状況でどのような対策を考えておられるのか、また、9月議会後に検討が進められているのであれば、その状況についてお聞きいたします。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、杉浦康憲議員の1問目、環境行政について、（1）高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の運用状況について、にお答えさせていただきます。

議員も御承知のとおり、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例は、平成20年9月定例会において議員提案という形で条例が制定され、翌年の平成21年4月1日より条例を施行しております。

御質問の雑草等の土地の管理に関する苦情、御相談の実績を申し上げますと、平成26年度が44件、平成27年度が49件、平成28年度が42件ございました。

これら苦情の土地所有者等の居住地につきましては、平成26年度の44件では市内が30件、市外が13件、県外が1件となっており、同様に平成27年度の49件では市内が37件、市外が9件、県外が3件、次いで平成28年度の42件では市内が32件、市外が5件、県外も5件となっており、市内

の居住者が大半の中で、県外の居住者の苦情も見受けられます。

市民の皆様方から市へ雑草等の土地の管理に係る苦情、御相談が寄せられた場合、土地所有者等の確認及び現地の状況を確認し、雑草等の状況の写真を撮影いたします。その後、土地所有者等に対し高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例に基づき、雑草等の土地の適正管理及び近隣住民から雑草等の苦情の旨をお知らせするとともに、雑草の草刈りを文書にて依頼をしております。土地の所有者等の中には、市外や県外に居住しており、直接草刈り等を実施することが困難な方もおられるので、依頼文書には高浜市シルバー人材センターに草刈りを依頼できる旨と連絡先も記載しております。

依頼文書の発送後、ほとんどの土地所有者等の方により当該土地の雑草等の草刈りが実施され、条例の趣旨が普及し、次回からは自主的に管理をしていただけることが多いのですが、中には土地の所有者等が市外や県外に居住している場合のほか、土地所有者の居住地や生死が直ちに判明しない場合や、相続人の相続未登記により相続が完了しない状態で宙に浮いた状態の土地などがあり、草刈りなどの土地の適正な管理が不十分となる事案も発生しており、その対応に大変苦慮しているところであり、また今後も所有者不明の土地による雑草の繁茂、空家などの苦情が増加するものと予測されています。土地所有者等が判明している場合には、引き続き土地所有者等に対し条例の趣旨を御理解いただき、土地の適正な管理を行うよう、再度文書等で依頼をさせていただきます。

一方、土地の所有者等が不明な場合には、市民等及び事業者の役割にもありますように、互いに助言し、協力し合い、自主的な活動により地域の環境美化を推進することに加え、市といたしましても、市民等又は事業者の適切な参加に基づき、お互いに協力し合い、雑草等の草刈りなど土地の適正な管理に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、昨年、平成29年11月17日に論地町地内にあります所有者等が不明な土地に繁茂する雑草について、論地町町内会や近隣住民の皆さんと市民生活グループが協力し、雑草の草刈りを実施した事例がございます。その際、杉浦敏和議員が現地に車椅子でお見えになり、草刈りの状況を見守っておられたことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 続きまして、2問目のフレンド公園の有効活用について、これは前回の9月議会での答弁を踏まえ、近接地での実害対応策、その後の検討についてお答えをいたします。

最初に、近接地での実害対応策について、その被害状況を御説明いたします。

ボール遊びによる被害は、昨年10月に2件続けて発生をしております。1件目は、10月13日に通報を受けました。車の天井に野球のボールぐらいのへこみ。2件目は、10月27日に通報を受けました。車の運転席側の後部ドア付近のサッカーボールほどの跡とへこみで、2件とも通報を受

けた直後に職員が現地に駆けつけ状況の把握をしており、対応策について、ほかの公園の状況を踏まえ検討をいたしました。数日後、その検討結果について被害を受けられた方へ早速できる対策として、委託による公園の監視員の配置や臨時の防犯カメラの監視実施を行うという説明を行いました。ボールが外に飛び出し、他人に被害が及ばない対策を強く望まれております。

現在、公園内の植栽の状況や周辺の地形との高低差、既存フェンスの設置状況を詳しく調査して、ボールが公園外に飛び出さない対策について有効な対策手法の検討を進めているところでございます。その中で、既存フェンスと垣根のように生育をしている植栽との間にボール飛び出し防止フェンスを設置し、公園の広場面より有効高3.5メートル程度で3辺、これは稗田川の堤防面である西側を除く、を囲むように、既存の植栽にできる限り配慮し、施工する場合の工事費用について概算金額の算出を進めております。

このフェンス設置検討については、専門業者や公園管理を受託されているNPOたかはま水明会からの御意見、また、定期的に公園を利用されている団体関係者の意見を伺うとともに、県内の市町村における事例と対策についてどのように行われているかを調査し、対策を進めていきたいと考えております。

なお、御承知のこととは存じますが、この公園は民間企業からの借地であり、土地所有者に対して現状の説明とフェンス設置の承諾をいただくための交渉をしております。

最後になりますが、11月22日に被害を受けられた方を訪問し、当面の対策をお示しいたしております。具体的には、午後1時から日没までの時間について、シルバー人材センターへの委託による監視員の配置とその時間内に訪れた子供たちへ遊ぶ際の注意チラシの配布を行うこと、一方、公園の中に「公園内でバット・ゴルフクラブ禁止」「公園の外にボールが出ないように注意して遊びましょう」の1文字A4サイズの赤色で大きくはっきりと目立つ新しい看板を設置いたしました。また、広場を定期的に利用している団体の責任者、関係者の方々にも今回の事案を連絡し、改めて公園利用時のルールを守っていただくことをお伝えいたしました。

以上申し上げましたとおり、当面の対策は講じたものの、引き続きこのフレンド公園については広場の全面が芝生で整備された公園であることを念頭に置き、子供たちにとって素晴らしい遊び場となるようあり方を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

質問の冒頭に申し上げましたように、杉浦敏和議員が予定されていた質問を私がかかわって質問させていただきましたが、当時、病気で体調もすぐれない中、用意されていましたが質問の原稿と一緒にさまざまなメモがありました。封筒への走り書きや質問内容に関連する資料のコピーなど、これらを読む中で地域のために熱心に取り組み、みずからも地域の一員として地域活動に参加していたありし日の姿が思い浮かぶようでした。そして今回の1問目の質問、環境行政について

は、地域の身近な環境の問題点について論地町町内会からの要望を受けられ、所有者不明の空地の雑草を町内会、近隣住民、行政が互いに協力をし、雑草の草刈り作業の実施状況を、杉浦敏和議員は現地に車椅子で出向き確認されておられたこととお聞きいたしました。

私も町内会、近隣住民や行政が協力し合いながら、自分たちの地域の問題の解決が皆の理解と協力によって図られていくことが大切であると考えております。今回の一般質問においても、11番議員が空家の問題について取り上げていますが、空地や空家などの雑草、樹木の問題につきましては、今後も状況に応じた適切な対応をお願いいたします。

次に、2問目のフレンド公園の有効活用については、ボール遊びの被害について、当面でき得る現状の対策をお答えいただきましたので、質問の趣旨をしっかりと理解していただき、適切な対応をお願いいたします。

そこで、再質問として2点ほど確認をしておきたいと思えます。

先ほどお答えいただいた内容に対する杉浦敏和議員の記録メモによりますと、被害に遭われた方からの意見では、成長した樹木によってボール遊びをする子供たちから周辺の状況が目に入らないので遊び方も乱暴になる、樹木を間引きすることや伐採することで効果が期待できるのではないかと意見を伺ったと記録されておりました。先ほどのフェンスの設置に対する当局の答弁では、公園の周辺の植栽については、既存の植栽にできる限り配慮し施工するとの考えであるとのことでしたが、この既存の樹木にできる限り配慮し施工する理由をお聞かせください。

次に、2点目として、遊ぶ子供たちに対する注意を促すために、シルバー人材センターへ委託により監視員を配置し、注意チラシで呼びかけを行うという答弁をいただきましたが、監視員の配置後から現在までの状況、実績等についてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） それでは、1点目の御質問の既存の樹木にできる限り配慮する理由についてお答えいたします。

先ほどの御質問にありました被害に遭われた方から、樹木の伐採による効果という声は私どものほうにも届いております。議員も御発言いただきましたが、杉浦敏和議員もその場には同席していただいております。

御承知のとおり、広場の周りの樹木は開園当時の幼木が現在の状態まで成長し、芝生と樹木の調和のとれた状態となっております。今後、対策の検討においては関係する方からの意見を伺い、利用する側、被害を受けた側、両方の立場で既存樹木の対応を進めてまいりますので、御理解賜りたいと思えます。

次に、2点目のシルバー人材センターへのお願いをいたしました監視員の実績でございますが、監視業務につきましては、平成29年12月1日から午後日没までの間で子供たちの遊び方に対する監視業務を行っていただいております。公園の遊び方、特にボール遊びについての注意を呼びかける

ためのチラシを手渡しております。チラシはA4の半分程度のチラシで、子供が持って帰れる程度のものでしております。その結果、子供たちも多少の理解はしていただいたのかと思っております。このチラシにつきましては、約2カ月の間で約800枚を配布しております。現在までの間、以前のようなボール遊びに対するトラブルは発生していないということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

私も地元のさわたり公園の管理を、スマレ会さんと一緒に活動しておりますが、同様の問題を耳にします。さまざまな方が訪れる公園では、使う方の立場、近隣の方の立場、そして管理する立場とおのおのの違いがあると思います。地域環境や公園というのは、市民の皆様から一番身近な問題だと思っておりますので、今後もかかわる方皆が協力し解決、運営され、市民が住みやすい地域環境をつくっていただければと思います。

最後に、この2つの質問を通して杉浦敏和議員の環境や地域への思いが伝わるようでした。本日、奥様も傍聴に来ていただきましたが、私たちはこの思いを引き継ぐことを誓いまして、今回の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は15時15分。

午後3時6分休憩

午後3時14分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、高浜市公共施設あり方計画について。一つ、教育行政について。一つ、環境行政について。以上、3問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

一つ、高浜市公共施設あり方計画について。そのうち（1）高浜小学校複合化計画について。

高浜小学校の建設工事が始まりました。1期工事の概要は、広報たかはまによりますと工期は2017年12月から2019年2月完成予定で、校舎と校舎内に公民館部分が含まれています。高浜小の複合化建設計画については、これまで市民から多くの疑問が出されてきましたが、市が正式に計画を決定してから、全市民対象とした説明会は一度も開かれず、父母向けをしたとか利用する児童向けに話をしたなどの説明はありましたが、市民の質問にきちんと答えたことはありません。高浜市は、高浜小の事業をモデル事業として位置づけているのですから、全市民的な説明会を開催すべきです。そして、これまで出されてきている疑問に答える必要があります。

先日2月15日、公共施設あり方検討特別委員会がありました。そこでは、高浜小整備計画の図

面が出されました。

そこで質問いたします。運動場が縮小されているが、体育の授業や運動会は大丈夫なのか。工事期間中の騒音による授業への影響や対策は。材料、資材の置き場はどうするのか。運動場を駐車場として利用した後の運動場整地についてはどうするのか。運動場周辺の樹木について、図面には載っていないが切ってしまうのか、また、載っていないだけか。先々植栽をするのか。プール解体に伴う民間プールを活用した水泳授業による影響と費用は。複合化される施設のうち、耐震改修が未実施の老人施設、老人憩の家などは平成34年ごろまで残すことになっていると思うが、利用するのに大丈夫なのかどうか。市民に対する説明はどのようにするのかについて、まずお答えください。

次に、高浜中学校の公共施設整備スケジュールについて伺います。

先日の公共施設あり方検討特別委員会に示された公共施設推進プランによると、高浜中学校は平成36年、37年度中に約16億円かけて大規模改修を行う計画となっています。大規模改修の中身と数字の根拠について伺います。

2番、教育行政について、教員の多忙化解消と対応について。

教員の長時間過密労働の解消等の働き方改革が、教職員や関係者の改善を求める運動の中、国政、地方政治の課題となっています。学校における働き方改革には、市区町村教育長の求めているように、教員の定数増も不可欠です。今こそ、定数増に背を向ける安倍政権を包囲する戦いも必要になっています。

さらに、平成29年3月27日、教員の多忙化解消プランの策定をしたと出ていました。しかし、長時間労働が国際的にも指摘されている公立学校の教員について、今回の実行計画では上限規制の具体策が示されていません。現在、公立の小・中学校の教員は、授業準備に加え早朝・休日の部活動や肥大化する学校事務等で多忙化と長時間労働を強いられ、メンタル疾患等による長期休職、退職者も多いと聞いています。教員の長時間労働と多忙化は、授業準備や児童・生徒との触れ合い時間、さらには教員自身の生活時間や自己啓発の時間も奪い、結果的に教育の質的低下をもたらします。

その要因としては、労働基準法上の時間外労働の割り増し賃金が適用されず、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で残業代相当分として、給与の4%分が一律に支給されているため、管理者も教員自身も時間管理の意識が希薄化しています。それを都道府県条例で定められる所定勤務時間について「知らない」と回答したのは半数以上、小学校で56.9%、中学校で55.7%だったとマスコミでも出ています。勤務時間の管理は十分に行われていないことがわかります。

高浜市でも、正規に割り振られた勤務時間以外に在校した時間が100時間の人数158人のうち14人、80時間超から100時間以下の人数が16人、これを足すと小学校で30人となっています。中学

校で88人のうち100時間超が22人、80時間超から100時間以下は21人で、足すと43人となっています。サラリーマンでも100時間は過労死が取りざたされる時間です。メンタルの問題も含めて大きな問題になっています。

また、平成30年度から朝練習を中止するとお聞きしています。朝練習を中止しても問題は出てこないのか、それに関連して朝練習の廃止の穴を埋める方策は考えているのか、見解をお答えください。

次に、教員の処遇について。

2月11日、中日新聞に非正規の常勤講師がふえているとの記事で、忙しさは正規教員並み、でも低い処遇との記事が出ていました。忙しさは変わらないのに差があるのはおかしいし、忙し過ぎて教員採用試験の勉強時間もとれないと嘆いておられます。

常勤講師の任用は、本来緊急時に限られ、期間は地方公務員法で1年以内とされています。ただ実際は教育委員会が年度末に一度解雇して、1日から数日間の空白期間を設け翌年度に任用するケースが多いと言われます。空白があると手当てが減額されるため不利益をこうむります。給与も正規より低く抑えられている上、日本教職員組合によると、10から15年勤務すると30万円前後で頭打ちになるところも多いといえます。そもそも次年度も職があるかわかるのは早くて2月末以降です。これでは雇用は安定しているとは言えません。公立小学校などで10年間勤務する男性は、来年度も仕事があるか、2月の終わりごろから携帯への連絡を待ち始める。これは毎年すごいストレスだと言われます。一緒に過ごす中で児童らの特徴がわかり、こんな教育をしてあげたいと思っても次年度があるかわからないままでは、腰を据えて取り組むのも難しい。また、子供のためにも1年で学校を変わる常勤講師は多くないほうがよい、正規教員をもっと採るべきだと強調されます。この非正規の常勤講師は、高浜市ではどれくらいみえるのでしょうか、お答えください。

環境行政について伺います。

プラスチックごみの取り扱いは、衣浦衛生組合が取り扱っていますが、硬質プラスチックは隣の碧南市が回収しています。高浜市は軟質プラスチックを回収と、両者が衣浦衛生組合で取り扱っているにもかかわらず異なっています。硬質プラスチックも回収する考えはないか、お答えください。

自店で出したものを店頭で回収しているスーパーがふえています。新聞紙や段ボール等も回収しているところ、新聞紙や雑誌をポイントと交換しているところもあります。これらの回収が随分ふえてきましたが、今後対象店舗をふやす考えはないか、お答えください。

立ち番制度について伺います。

1カ月の間、4回資源ごみを集めるわけですが、町内会によって2回で回収を済ませているところ、4回の回収のうち2回をシルバーに任せているところ、1回の時間を30分で済ませている

ところと、随分時間もさまざまになってきました。町内会によっては、個人が年の多い人の分も受けて立ち番をしているところもあります。この立ち番は、年の多い人の冬や夏には大変負担が大きいものと考えます。シルバーにかわりをしてもらう方策をすればいかがでしょうか、お答えください。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、内藤議員の1問目、高浜市公共施設あり方計画について、
（1）高浜小学校等整備事業についてお答えいたします。

高浜小学校等整備事業につきましては、市議会議員の皆様にも御参列いただき中、昨年12月27日に起工式が行われ、現在、校舎棟部分の建設工事を進めているところです。今後、工期は大きく3期に分けて実施していきます。1期工事は校舎棟部分の建設で既に着工しており、平成31年2月末までの予定となっています。平成31年4月からは新校舎での運用が始まります。2期工事はメインアリーナ、サブアリーナ、児童センターなど地域交流施設の建設で、平成31年7月から平成32年8月までを予定しています。3期工事は駐車場の整備で、平成32年12月から平成33年3月までを予定しています。ただいま申し上げましたとおり、工事期間は約3年に及びます。工事期間中は定期的に事業者との調整の場を設けながら進めているところですが、事故等が発生しないよう、工事の安全確保には細心の注意を払って実施するよう、常々確認させていただいているところです。

それではまず、運動場が縮小されて体育の授業や運動会は大丈夫なのかという御質問に対してお答えします。

運動場については、校舎棟の南側に配置されます。高浜小学校等整備事業は、建物などを一旦撤去した上で新校舎などを建てかえるというわけではなく、本事業実施中も既存の校舎や屋外運動場で教育活動を行うため、新校舎を建設する上で現在の屋外運動場の一部へ入り込んで建設せざるを得ません。ただ、教育活動への影響は最小限にとどめなければなりません。現在の高浜小学校の屋外運動場の面積は約8,000平方メートルで、そのうち体育の授業や運動会を行う土の部分の面積は約4,800平方メートルです。御存じのとおり、屋外運動場南側と東側を中心に長年芝生などが生い茂っています。新しい屋外運動場はその芝生などを取り払い、土の部分の面積は約6,700平方メートルとなります。芝生などが生い茂った部分を含めた現在の屋外運動場全体の面積から比べると、約1,300平方メートル少なくなります。体育の授業やサッカー、野球などが行える土の部分の面積を比べると、現在よりも約1,900平方メートル広くなります。よって、体育の授業や運動会を実施する上で支障はないと考えています。

次に、工事期間中の騒音による授業への影響や対策についてお答えします。

建設工事に伴い想定される騒音、振動については、小学校での学習環境に与える影響を勘案し、対策を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うよう事業者に求めているところです。例え

ば、通常作業において必要以上の騒音を生じさせないよう低騒音型機械を選択して実施するとともに、アイドリングストップ等についても作業員への周知徹底に努めていきます。

また、1期工事——これは校舎棟建設工事ですけれども——における外部足場のシートに関して、既存校舎側——北側ですけれども——の工事による騒音影響を抑制するため、メッシュシートにかえて防音シートを採用していきます。

なお、全体的に連続的に工事音を伴う作業を実施する際は、小学校休日に集中するよう工程を調整していきます。

次に、屋外運動場を駐車場として利用した後の整地についてお答えします。

新しい高浜小学校の屋外運動場については、原則、体育の授業や児童が放課などに体を動かす場として使用していきますが、これまでどおり必要に応じて駐車場として使用することも想定されます。例えば、これまで春と秋の鬼みちまつりでは駐車場として使用されていますが、使用した後は轍などによるでこぼこがなくなるように、実行委員会により整地していただいています。また、学校行事では音楽会や保護者懇談会などの際に駐車場として使用しますが、たかはまスポーツクラブさんに協力いただきながら定期的に整地していますので、体育の授業やスポーツなどを行う上で支障となることはありません。屋外運動場の整地についても、これまでと同様で実施していきたいと考えています。

次に、運動場周辺の樹木についてお答えします。

運動場の外周については、ボールなどが飛び出さないよう防球ネットを設置する予定となっているため、必要に応じて既存の樹木を撤去した上で支柱と防球ネットを設置し、新たにマテバシイやシラカシの木を運動場外周に植えていきます。また、正門付近にはソメイヨシノやハナミズキ、ケヤキを植え、児童を出迎える入り口として印象に残る親しみのある植栽にしていきたいと思います。また、1年生や特別支援学級の教室が位置する校舎1階の南側には花壇を設置し、児童の心が和む空間づくりも行っていきます。

次に、民間プールを活用した水泳指導への影響についてお答えします。

民間プールを活用した水泳指導の影響に関しましては、これまでも何度か御説明させていただいているところですが、これまでの答弁内容と重なることを御了承ください。

高浜小学校のプールは昭和38年に建設され、建設後54年を経過している状況です。ここ数年の修繕の状況につきましても、プールのろ過機が何度かふぐあいを起こしており、そのたびに修繕を繰り返してきています。また、プールサイド等のコンクリートが劣化し、さまざまな箇所で見始めていたため、補修を実施してきています。このように、プールの使用期間は限定的であるにもかかわらず、大きな維持管理費が必要になることに加え、今後老朽化等による大規模改修あるいは建てかえのための経費も必要になってくるため、学校プールの存続に対して多くの自治体が頭を悩ませています。

一方で、公共施設のあり方検討が議論されていく中で、水泳指導についてもあり方を見直し、民間プールを活用した水泳指導を行うことで多くのメリットが生じると考え、これまでも説明させていただいているところです。

屋外プールは季節や天候に左右されるわけですが、民間の屋内温水プールを利用することで、低水温、天候に左右されない指導計画に沿った計画的な水泳指導が可能となります。また、これまでの教職員の監視のみでなく、インストラクターの監視も加わることで、より安全性が高まること、教員による水泳指導に加えインストラクターの補助的な指導も加わることで、児童の泳力向上が期待できること、屋内であることから水温や水質、衛生管理などの面で安定した環境で指導できることなどの効果が生まれることが期待でき、何よりも児童にとって大きなメリットがあると考えます。

学校から民間プールまでの移動は生じますが、民間事業者によるバスでの移動が可能である上、市域もコンパクトなため、移動時間も短時間で済むと考えます。移動のほかに着がえ、準備運動、整理運動の時間を考えても2時限単位で実施を考えていることから、しっかりと指導時間を確保して集中的に水泳指導に当たることができるため、より効率的、効果的な指導が可能になると考えます。

次に、老人憩の家についてお答えします。

高浜小学校区にある老人憩の家の機能につきましては、高浜小学校の中へ集約されることからそのスペースを確保しております。一方で、老人憩の家は高齢者が利用される施設であることから、機能移転と同時に廃止するのではなく、利用者の皆さんの意向を踏まえた上で検討してまいります。また、耐震補強までは行っていないことから、利用者の皆さんへはなるべく高浜小学校内の地域交流施設を御利用いただくよう、今後働きかけてまいります。

次に、市民に対する説明についてですが、高浜小学校等整備事業につきましては、高浜小学校の建てかえが大きな要素を占めることから通学している、あるいは近く通学を予定しているお子さんを持つ保護者の皆様が最も関心をお持ちであると考え、昨年1月21日に、多くの保護者が参加いただく中、高浜小学校体育館にて説明を行いました。工事中の安全確保や学校行事等への影響、そして学校プールをなくして民間プールを活用した水泳指導を目指していくことなど、概要を説明させていただきました。

また、昨年5月1日と6月10日には、改めて保護者向けに説明の機会を設けさせていただきました。内容については、新しい高浜小学校等のレイアウトについて、建設工事のスケジュールについて、水泳指導のあり方についてを説明させていただきました。保護者以外の皆様には、昨年3月26日に「いっしょに考えよう！学校を拠点とした公共施設のカタチ」と題してシンポジウムを開催し、動き始めた高浜小学校等整備事業について説明させていただくとともに、コーディネーターにより参加者から事前にいただいた質問について、全国の事例などを紹介しながらお答え

いただきながら、また、職員の説明なども交えて理解を深めていただくよう努めてまいりました。

また、それぞれの担当グループが施設利用者等への説明を行い、意見等をいただく中で設計を進めました。教育委員会では、昨年4月に特別教室ごとに教科担任の教員に集まってもらい、事業者から提案された設計内容について、専門的な視点から検討を加えました。およそ160名の教員が協力してくれました。5月以降、再度特別教室を中心に教科担任の教員に集まってもらい、9月までの間に合計17回、延べ75人の教員と事業者及び学校経営グループ職員が出席し、意見交換を重ねてきました。

続きまして、(2)高浜中学校の公共施設整備スケジュールについてお答えいたします。

このことにつきましては、2月15日開催の公共施設あり方検討特別委員会において、公共施設推進プラン(案)の御説明をいたしたところではありますが、そのうち平成36年度、37年度に予定する高浜中学校の大規模改修の金額の根拠及び大規模改修の内容について、2点御質問をいただきました。

初めに、1点目の金額の根拠ではありますが、事業費の15億9,100万円とありますのは、総務省の簡易ソフトで用いる単価、これは総務省が全国の事例を参考に、施設別に単価を設定して更新費用及び大規模改修費用を算定する単価で、総務省単価と呼ばれるものですが、このうち学校教育系施設の大規模改修単価1平方メートル当たり17万円に、高浜中学校の延床面積1万320平方メートルを乗じた金額から平成29年度、30年度に実施または実施予定の外壁、屋上改修費1億6,300万円を控除した金額を記載しております。

なお、公共施設総合管理計画及び同推進プランで用いる金額につきましては、総務省単価を用いて概算金額を試算した推計金額であることは、これまでもたびたびお答えしてきたとおりです。

次に、2点目の改修内容ではありますが、具体的な改修内容は設計等を行って明らかになるものであり、現時点では設計等を行っていませんので、大規模改修前に施設の状況調査、設計等を行い、その上で改修内容が固まってくることにつきましては、2月15日開催の公共施設あり方検討特別委員会でお答えしたとおりです。従いまして、現時点で具体的な改修内容をお答えすることはできませんので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2問目(1)教員の多忙化解消と対応について、お答えいたします。

現在、国を挙げて働き方改革が進められており、教員の長時間勤務についても改善を図るための環境づくりが大きな課題です。文部科学省が平成27年7月に策定した学校現場における業務改善のためのガイドライン、愛知県教育委員会が平成29年3月に策定した教員の多忙化解消プランをもとに、高浜市においても教員の長時間労働の是正に向けた具体的な取り組みについて検討してきました。現在、高浜市の小・中学校で在校時間の削減のために取り組んでいることを申し上げます。まず、校長会、教頭会や学校訪問の折に、職員の労務管理について自己啓発を図るよう呼びかけています。そして、全職員19時に退校する日を週に1回は設けるように努力すること

を市教委よりお願いしています。困難であれば、まずは月に1回程度、学校運営に支障のない日に設け、教員の退校を促し、時間外の在校時間の縮減に向けて取り組んでいく努力をしています。11月15日に実施された県内一斉ノー残業デーでは、全学校において積極的な取り組みを要請し、実施が困難な場合は学校の実態に応じて別の日に実施するなどの工夫をして通り組んでまいりました。

そのほか出前授業の精選、負担の多い学年から少ない学年への事業移行、会議の時間短縮、各種報告書の簡略化、校務支援システムの活用、校務分掌の見直し、行事の精選や内容の変更などの工夫をしており、こういった取り組みの積み重ねが大切であると考えます。

今年度、具体的に検討し、平成30年度に向けて実施する準備を進めている主な改善点を2点報告いたします。

まず1つ目は、中学校における部活動指導の見直しです。在校時間調査の結果を見ますと、小学校と比較して中学校は在校時間が長い状況が生まれております。その理由の一つとして、部活動の指導に係る時間が挙げられます。部活動指導に係る負担の軽減は、愛知県教育委員会が策定した教員の多忙化解消プランにおいても取り組みの柱の一つです。これまでも中学校の部活について、平日に1日と土日のいずれか1日の週2日以上は休養日を設けてきました。また、月曜日と木曜日の帰りと土日はどちらか1日を休みとしています。さらにテスト週間も休みです。大会への参加などによりやむを得ず土日の両日に活動する場合は、代替休養日の確保に努めております。

さらに、教育委員会と校長会により、生徒の生活リズムや将来的な成長を見据えた教育的な配慮をし、質、量ともにバランスよく、生徒の心身の育成に努めたゆとりある計画とするために、朝の部活を全面的に見直す方向で話し合ってきました。また、西三河地区の各市町教育委員会とも情報交換を進め、それぞれの動向も視野に入れながら調整を図ってまいりました。そして、平成30年度より中学校の部活動の朝練習については実施しないこととしました。朝練習は行わないことにより、生徒はゆとりを持って登校することができます。また、教職員も多忙化解消の一助となり、これまで以上に個に寄り添ったきめ細かい指導が実践されることになると考えます。既に、本件については1月29日付で高浜市内中学校の現1、2年の保護者に文書で通知し、理解をいただきました。また、中学校の入学説明会において、現小学校6年生とその保護者にも周知しております。

今後の国や愛知県の動向として、本年度中に国から運動部活動についてのガイドラインが示される予定です。それを受けて愛知県では、文化部も含めた部活動ガイドラインを作成し、平成30年度に示す予定です。それらを参考にして、教育委員会としてよりよい部活動のあり方を引き続き考えていきます。朝部活にかわるものという御質問もありましたが、今のところそういうものは考えていませんことをここで申し上げておきます。

2つ目は、長時間労働の是正に向けた在校時間管理の見直しです。現在も、学校における在校時間を教職員が自分でしっかり管理することができるように、管理職を中心に在校時間が長い教職員については面談をしてその事情をよく吟味し、改善を図るようにしています。しかし、教員は子供たちのために一人一人丁寧にかかわりながら、質の高い授業や個に応じた指導を行うために日々努力しているため、すぐに大きな成果を求めることが難しい現状があります。人を育てる仕事は際限なく、常に高い理想を掲げて子供と接している教員にとって、時間はどれだけあっても足りないと感じているのが現状です。

高浜市教育委員会は、比較的教職員に時間のゆとりがある夏季休業中において、教職員自身の健康管理、家族との触れ合い、ストレスを発散するための時間を確保するために、お盆期間における学校閉校日の設定について検討してきました。校長会とも協議し、平成30年度より原則、愛知県教育委員会が示す会議や行事を行わない期間を学校閉校日とすることとしました。

学校教育の全ては教員と子供との触れ合いを通じて行われるものであり、教員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが大切であることを踏まえ、今後も教育委員会、各小・中学校が連携して教員の多忙化解消に向けて取り組んでいきます。

次に、(2) 教員の処遇についてお答えいたします。

学校にはさまざまな任用形態の教員が勤務しています。いわゆる教員採用試験に合格して任命されている正規教員と、それ以外の講師という大きな分け方が一般的に聞かれる表現であると思います。ただし、正確には講師の立場の方でも、職名は教諭である教員もいます。これは、これまでの教職経験歴や他の職種歴等、御本人の経歴で決まります。給料表も講師は1級、教諭は2級となり、正規教員でなくても教諭になれば同じ給料表で給与が支払われます。

講師は常勤と非常勤の大きく2種類があります。常勤は正規教員に欠員が生じたときに期限をつけて任用する期限付任用教員と、正規教員の出産休暇や育児休業等の補充として任用する臨時的任用教員に分かれます。年齢制限や退職金の扱い、勤務条件等に違いがありますが、基本的には校務分掌を持ち、学級担任もでき、保護者から見ると正規教員と何ら変わらない存在です。仕事の内容も、学級担任から日本語適応教員、児童・生徒支援教員、少人数指導教員、通級指導教員、初任者研修に係る拠点校指導教員、専科教員等の加配教員、養護教諭や栄養教諭等さまざまです。

また、見かけは非常勤ですが勤務時間が短い常勤者というべき短時間勤務と言われる立場もあります。例えば、正規教員の育児短時間勤務者やその教員の補充者として任用する任期付任用教員、退職後に任用される再任用教員などです。短時間勤務者が非常勤と違う主な職務として、授業以外の教育活動全般にかかわることができること、勤務時間を考慮した上で校務分掌を分担させることができること、授業時間数の制約がないことなどが挙げられます。先ほど、常勤の説明で述べた加配教員の役割を務めることもあります。常に学校にいるわけではないので、保護者は

非常勤と区別することが難しいと考えられます。

ここまで述べてきた教職員は、県費負担職員として任用されていますが、ほかにも市費で任用されているサポートティーチャーやスクールアシスタント、スクールサポーター等が学校で勤めています。一言で教員と言っても、それぞれの役職、校務分掌、勤務時間や形態、給与体系も多種多様であり、それぞれの雇用形態において職責に応じた適切な処遇がなされています。それぞれの教職員がそれぞれの立場で子供と向き合い、日々努力しています。これらのことを理解いただいた上で、学校教育に対するますますの御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、内藤とし子議員の3問目、環境行政について、（1）ごみの資源化について、（2）立ち番制度について、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、（1）ごみの資源化についてお答えをいたします。

内藤議員も御承知のとおり、本市の資源ごみ分別収集は、平成7年10月1日から可燃ごみの指定袋制度と資源ごみ分別収集を実施しております。

資源ごみの分別収集は、ごみをびん類、金属類、不燃ごみ、有害ごみ、紙類、古繊維類、プラスチック類の7種類に分類し、市内の分別収集拠点に排出していただくもので、全国的にも早い時期から開始しております。その後、容器包装リサイクル法に基づき、平成20年度から資源ごみ分別収集にプラスチック製容器包装を追加し、現在にいたっております。

御質問のプラスチックごみの取り扱いが隣の碧南市と異なっているが、硬質プラスチックを回収することに対する本市の考えについてでございますが、碧南市ではプラスチックごみの取り扱いにつきまして、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との契約でなく、碧南市の独自のルートでのリサイクル処理となっており、プラスチック類は布製のかごに発泡トレイ、発泡スチロール、ペットボトル、硬質プラスチックに分類し、回収されております。回収された硬質プラスチックは、中間処理後、助燃材としてリサイクルされております。

一方、本市のプラスチック製容器包装は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と契約をいたし、容器包装リサイクル法に基づきプラマークのついたプラスチック製容器包装、具体的にはお菓子の袋、洗剤などのボトル、カップ麺の容器など、硬質プラスチックであってもプラマークのついたものはリサイクルの対象としております。各家庭から排出されたプラマークのついたプラスチック製容器包装を、資源ごみの分別収集拠点や日曜日の特別拠点から収集した後、中間処理施設において選別、梱包のベール化処理を行い、その後、再商品化事業者によりプラスチックなどの化学原料やコークス炉ガスとしてリサイクルされております。

なお、平成29年4月1日現在の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と契約をしている自

治体は1,104市町村となっております。

本市のプラマークがついていない硬質プラスチックの処理については、可燃ごみ袋に入れていただくか資源ごみ回収日に⑨番の不燃ごみとして出していただき、選別作業の後、クリーンセンター衣浦において助燃材の一部として焼却処分しておりますが、今後ごみの減量化、リサイクル推進の観点からも、硬質プラスチックのリサイクルについて処理方法や処理経費を含めた調査、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、一部のスーパー等の店頭で資源ごみの回収を行っているが、対象店舗をふやす考えはないかとの御趣旨の御質問でございますが、現在市内のスーパー、新聞店、書店、酒屋、回収業者などの民間業者による紙類や缶類などの資源回収が実施され、年々増加をしております。これら民間事業者によります資源回収は、民間事業者の環境活動や事業活動の一環として取り組まれており、市民の資源化に対する意識の向上にも寄与していると捉えております。また、市民の皆様方には市の資源ごみ回収以外で平日、土曜日、日曜日、祝日を通して資源ごみを排出できる機会がふえ、資源ごみのリサイクルに参加しやすくなっています。

しかしながら、小売店等の資源ごみ回収は事業者の社会的責務や地域貢献としての自主活動として取り組まれているものであり、小売店等が販売する商品の資源ごみ回収の法規制がなされていない中、市行政として直接民間業者による回収店舗をふやす取り組みを行うことは少々難しい面もございますが、今後民間業者とのリサイクルへの協力、連携が環境行政の施策として重要であるとの認識を持っておりますので、市としてもまずは民間業者の方への環境意識の啓発に取り組んでいく中で、小売販売店の店頭回収の充実やリサイクルへの協力、連携の調査、研究あるいは模索をしてみたいと考えております。

次に、(2)立ち番制度についてお答えをいたします。

資源ごみ収集の町内会による立ち番について、町内会によってさまざまな運用がある中で、シルバーの委託等により立ち番の回数を減らす考えはないかとの御質問でございますが、平成7年10月1日の資源ごみ分別収集開始以来、町内会に資源ごみ分別収集拠点での立ち番や運営を担っていただき、早いもので既に20年以上が経過いたしております。その間、町内会を取り巻く環境も変化し、加入世帯の減少や高齢化などの課題が生じており、資源ごみ分別収集の立ち番などで苦慮しているとお声をお聞きすることがあります。

このようなことから、毎年5月に開催されます町内会・行政連絡会において、資源ごみ分別収集拠点の新設、廃止、統合等についてお知らせするとともに、これまでも資源ごみ分別収集拠点の開設、運営において、町内会の実情に応じた創意工夫により、立ち番や開設時間の変更といった取り組みがなされていることをお伝えしております。

具体的には、先ほど先生も少しおっしゃられましたが申し上げますと、新田町では第1週と第4週の月2回、清水町では第2週と第3週の月2回と資源ごみの分別収集拠点の開設回数を減少

し、立ち番の回数を減少しております。また、屋敷町では平成28年7月から第1週と第3週、びん類、金属類の分別収集の立ち番を町内会員の負担軽減を目的にシルバー人材センターへお願いされ、町内会による立ち番を月2回にしております。また、高齢者等の状況や御世帯の状況を一番よく御存じの町内会の役員の方たちの御配慮もいただき、町内会によっては高齢者等の立ち番の免除をしている場合もあると聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、資源ごみ分別収集は平成7年10月開始以降、一貫して町内会の皆様の御協力をいただき運営をしてまいりました。今後のごみ分別収集においても、引き続き町内会の御協力をいただかなければ成り立たないものと考えており、何より市民一人一人が資源ごみ分別収集を自分のこととして認識していただき、参加、協力していただく必要があるというふうに思っております。

町内会におきましては、加入世帯の減少や高齢化などの問題が生じている中ではありますが、地域の実情に即した分別収集拠点の立ち番や運営方法について、これまで各町内会様の創意工夫を参考といたしまして、市としても町内会とともに考え、対応していくということを申し上げ、答弁いたします。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 再質問いたします。

高浜小学校の図面がようやく出てきたというのが実感ではありますが、校舎の建設と体育館や児童センターなど、建設費はそれぞれどのような建設費の計画になっているのかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 現在、建物ごとの建設工事費というのは精査しているところでございます。

なお、工事別に1期工事、2期工事、3期工事という形で実施設計のほうでは把握しております。1期工事といたしましては、これは消費税のない金額でございますが、消費税抜きの金額で17億9,400万円となっております。それから、主に地域交流施設を建設する2期工事では、これも消費税を抜いた額ですが16億6,400万円、3期工事ではこれも消費税抜きで1億3,900万円という数字となっております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

それから、先ほど御説明いただきましたが、工事期間中の騒音による影響や対策は、防球ネットなどをやって騒音防止をしていくというお話出ましたが、材料ですとか資材についてはどこに置いて建設工事を進めていくのか、お示してください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 建設資材の置き場につきましては、現在仮囲いを行っているのですが、その中で全ておさめるようになっております。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 仮囲いの中に置いていくということですが、仮囲いの中はこれから建設していくわけですから、資材をそこに置くということになるとかなり仕事の邪魔になるというか迷惑になるというか、建設業者にとっては非常にやりにくくなるのではないかと思います、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほど教育長が答弁で申し上げましたが、この高浜小学校等整備事業につきましては、基本的に現在の校舎を使いながら、なおかつ、運動場につきましても学校運営に支障がないようにという要求を市のほうから求めまして、事業者のほうもそれに沿った形で事業を展開していただいております。確かに先生のおっしゃるとおり、決して十分な広さを保っているとは言えないかもしれないんですが、事業者なりに工夫しながら建設工事を進めていただいていると認識しております。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 業者にそういう要請をしてあるということなんですが、仮囲いの中で学校がだんだんできていきますと、最初はいいかもしれませんが、建設がされてきますと特に資材を置くところはなくなるかと思うんですが、その点は業者にどのように説明がしてあるのか、お示してください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 建設工事に関しましては、今ちょうどくい打ちを始めているところでございますが、くいを打ち込む際に大きなものが搬入されます。重機のほうも大変大きなものが今、高浜小学校に入っております。徐々に建設のほうが進むにつれて、資材等につきましてはくいほど大きなものは搬入されることもなく、効率的に資材置き場として活用しながら実施していただけるものと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ちょっと納得がまだいきませんが。

それから、運動場を駐車場として利用した後の整地については、実際使った実行委員会がやったり、それからスポーツクラブが行うというお話がありましたが、そうしますと高浜小学校でこれからメインアリーナでいろんな音楽会だとか演奏会だとか取り組むかと思うんですが、そうすると取り組んだ団体にやってもらうということになるんでしょうか、その点をお聞きします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほども答弁の中でも申し上げましたとおり、基本的には現状

と同じく利用者の方、主催者の方で整地のほうを行っていただくということを想定しております。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、学校が使った場合は学校のほうがスポーツクラブに頼むかもしれませんが、市民の方がやった場合は、市民の側でスポーツクラブに頼むか実際に自分たちがやるかということになると思うんですが、その考えでいいんですか。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 繰り返しになりますけれども、主催者の方で対応していただくということで考えております。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 学校側が運動場を使用する場合も、年にしょっちゅうあるわけではなくて、先ほど申し上げましたとおり懇談会等、年に限られた回で行っております。たかはまスポーツクラブさんには定期的に整地委託料といたしまして予算をつけさせていただいているんですが、その中で整地をさせていただいているところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほどの高浜中学校の公共施設整備スケジュールの関係ですが、15億9,000万円ですか、総務省単価だというお話が出ました。総務省の単価だというのはわかるんですが、総務省のこの大規模改修やるにしても、いろんな大規模改修をやる場所の問題、山の中と言ってはおかしいですけれども、山家の建物を直す、それから町場のものを直す、いろんな場合がある。それから年数も30年たっている、40年たっている、いろんな年数があるかと思うんですが、そういう点はどのように考えたらいいんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 公共施設のあり方につきましては、これまで何度もお答えしているとおりに、これは全国の自治体が抱えている公共施設の老朽化問題に対応する対策であるというところでございます。そうした中で、総務省さんのほうがどれだけの費用がかかるかといったようなところを、全国の自治体の事例をもとにして活用していただく、ある程度の目安として推計をとっていただくために総務省単価といったものを策定していただいたというところで御理解をいただければと思います。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 平成34年に大山公民館の解体予定となっておりますが、春日町や赤松団地の避難所としての役割も果たしてみえると思いますが、この役割はどうするのか。また、高浜小まで避難するのか、避難できるのかという疑問がありますが、その点ではどう考えたらいいんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今おっしゃったように、大山公民館だけにかかわらず、ほかの公共施設でも施設の圧縮ということを進めてまいりますので、その都度その段階で、恐らく残った公共施設だけではきちんと避難の数が足りない場合には、民間施設等も活用をお願いしていく形にはなるというか、そういうことから我々は防災については自助、共助、公助という形で、なるべく自宅できちんと耐震していただいて、そこにとどまっていたけるような対策を進めておりますので、そここのところも御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 大山公民館につきましては、保有形態の見直しということも視野に入れております。御自宅から半径500メートルのところに公共的な施設が残ったほうがいいだろう、あとは地元の町内会様がやはりこの場所のところにあったほうがいいという判断をしていただければ、そこにその建物を残す可能性もございますし、いやもう要らないんだということであればまた違う方法も見つけていく、今その過渡期であるということをお理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ということは、スケジュールの表に34年に解体するとなっておりますが、保有形態としてはまだこれから考えていくんだということで考えていいのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今、表の中に34年度に解体ということの御質問がございました。この凡例のところをごらんいただきますと、解体、譲渡あるいは返還ということをもってそのような表記をしております。必ずしも解体に限られたことではございませんで、譲渡という選択肢もあり得るということで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。大山公民館といえども、春日町地域のものだけではないはずです。市内いろんなところの方が利用しているかと思えます。利用しているのがそういうことであれば、また全体の問題としても考えていただきたいと思えます。

それから、教育についてですが、先ほど常勤の講師なのか非常勤の講師なのか、親から見たらわかりにくいというお話もありました。どちらにしてもやはり子供にとっては先生ですので、きちんと面倒を見ていただくというのが本当の筋だと思うんです。中日春秋に、神奈川県のある小学生が同級生のいじめによって長く不登校になっていましたが、その調査報告書にあった担任だった教員の言葉で、「注意するのが面倒で見えぬふりをした」というのが出ていました。当初はいじめに気づけなかったと説明していたそうです。担任一人を責めるつもりはありませんが、いじめという命にかかわる問題への対応を、面倒だと感じさせてしまう何かがあるのではないのでしょうか。学校全体に潜んでいないか、それを見つけ一つ一つ対策を講じていくことは大変重要

だと思えます。

先日、私のところにこんな声が寄せられました。自分の子、女生徒ですが、髪の毛の検査があり前髪を検査して、最後に横の毛が1本、前髪のように横の毛が出てきたと思うんですが、1本長いと、1本だけ長いと言われて、生徒は大変、横の毛のことを言われたことも腹が立つけれども、1本だけについて長いと言われたということで大変立腹をしたけれども、先生には逆らえないといって家に帰ってぶんぶん怒っていたと。そのようなことでは、本当の子供たちの気持ちがかめない。その子供たちの、非常に中学生という微妙な時期ですので、そういう子供たちの気持ちに寄り添った指導もできないかと思うんです。もちろん子供さんは、やっぱり先生ですから何も言えないといって帰ってきたわけですが、お母さんが検査という名でそんなことで細かいことでけちをつけるといいますか、ことをされては、本当に子供たちが伸びるものも伸びなくなってしまうのではないかと心配をされておられました。本当にこの中日春秋にもあるように、先生が忙しくてだけではないかもしれませんが、面倒だと感じさせてしまうようなものが、できるだけ学校現場からなくなるようにぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（杉浦辰夫） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 高浜小学校の整備計画のことで、ちょっと教えてください。

老人憩の家を、先ほどの答弁でいうと「希望があるので残す」ということをちょっとおっしゃってみえたんですけれども、総量圧縮で始めて新しい場所をつくって残すというのはどういうあれですか。当初の狙いから外れて、何かごねられたら全部残っていくみたいな話、例外をつくられちゃうとほかも全部そうになっていっちゃうんですけれども、その辺のところはどういう根回しされているんですか、さっぱりわからないんですけれども。こちらはそういう形で進んでいっているというふうに思っているのが、何かある日突然、これは残します、あれは残します、計画なんですね。

それと大山公民館の話のところも、残すのであればどういう形で市のほうが、要は財政的に負担できないから集約するという話をされているんですから、そのところがわかるようにして説明いただきたいんですけれども、その辺はどうなっているんですか。

○議長（杉浦辰夫） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 老人憩の家につきましては、高齢者の皆さんが御利用される施設であるため、機能移転と同時に廃止をするということは考えてはおりません。従いまして、今後も必要な修繕は行ってまいりますけれども、耐震補強をかけて長期間使っていくという

ことは考えておりません。基本的には原則複合化に伴って廃止をしていく施設であるというように考えております。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 大山公民館につきましても、以前も答弁で申し上げましたところでございますけれども、市としては保有しないという方針のほうは、地域のほうにしっかり伝えてございます。現在は地域の中で、もしも地域で運営するのであればどのような運営ができるのかといったさまざまな課題について洗い出していただいて、協議をしていただいているという状況でございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 1点だけ教えておいてほしいんですけども、何か新しくつくるときに、もう具体的に動くわけですから、そこはどうなるというのを決めてからやっていたかかないと、計画が動き出してその後こうなりますとこちらに言われても、これは欠席裁判と一緒にすよね。思いと違うものに賛同したと言われてもこちら困るので、当初は公共施設総量圧縮、言われて動いていたはずです。そんな中で変な例外がいっぱい、これはこうでこれはこうでなんて変な理由を並べられてもこちらはわからないので、それをきちんと根回しした上で持ってきていただきたいのと、やり始めるときにこうするというをはっきり言える状態にして出していただきたいんですけども、その辺はどうなっているんですか。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま老人憩の家の問題であったと思います。先ほどの御答弁の中では、機能移転と同時に廃止するのではなく、利用者の方の意向を踏まえた上で検討してまいるとお答えをしたところでございます。従いまして、推進プランスケジュールにおきましても、建てかえの年の翌年度を目途に機能移転、翌々年度を目途に解体ということで期間がございまして。こういったことを利用される方にお示しをするとともに、施設ができましたらどういった使い方ができるのか、具体的なことも御理解いただけたと思いますので、そういったことの御説明に努めてまいり趣旨でございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

当初、明日28日も一般質問を行う予定でしたが、本日一般質問及び関連質問が終了しました。よって、明日28日を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、明日 2月28日を休会とすることに決定いたしました。

再開は3月2日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時27分散会
